

平成16年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成16年12月7日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 藤村 洋二	2 番 木村 定八
3 番 太田 秀司	4 番 津田 實
5 番 田中 良隆	6 番 梶山 幾世
7 番 三和 郁子	8 番 田中 弘一
9 番 藤下 茂昭	10 番 中島 一雄
11 番 田中 博	12 番 田中 孝嗣
13 番 中田 幸子	14 番 小島 進
15 番 原田 薫	16 番 竹内 孝治
17 番 辻 藤雄	18 番 森田 貞雄
19 番 森 申行	20 番 野洲 健造
21 番 田中榮太郎	22 番 林 克
23 番 田中 敏雄	24 番 荒川 泰宏
25 番 河野 司	26 番 鈴木 市朗
27 番 山本 勇作	28 番 川口 東洋
29 番 野並 享子	30 番 小菅 六雄
31 番 長谷川龍一	32 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	収 入 役	阪口 和夫
教 育 長	大堀 義治	政策推進部長	山中 重樹
総 務 部 長	山中 清嗣	市民健康福祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	北口 守	環境経済部長	米澤 博
教 育 部 長	島村 平治	監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉
政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄	総 務 部 次 長	前田 健司

総務部次長	上田 晴基	市民健康福祉部 次 長	高田 一巳
教育部次長	高田 利江子	都市建設部 総括マネージャー心得	堤 文男
環境経済部 総括マネージャー	佐橋 市衛	広報秘書課長	富田 久和
総務課長	竹内 睦夫	企画財政課長	中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長	内堀 悟	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	荒川 貴之

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議第 26 号から議第 28 号まで  
(野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例他 2 件)  
質疑、常任委員会付託
- 第 3 議第 29 号から議第 35 号まで  
(平成 16 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号)他 6 件)  
質疑、常任委員会付託
- 第 4 議第 36 号  
(工事請負契約について(市営住宅和田団地建設工事(建築主体工  
事))  
質疑、常任委員会付託
- 第 5 議第 37 号  
(財産(土地)の取得について)  
質疑、常任委員会付託
- 第 6 議第 38 号  
(休日急病診療に関する事務の委託に関する協議につき議会の議決  
を求めることについて)  
質疑、常任委員会付託
- 第 7 議第 39 号  
(滋賀県町村土地開発公社定款の変更について)

質疑、常任委員会付託

第 8 議第 4 0 号

( 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて )

質疑、討論、採決

第 9 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

( 再開 )

議長 ( 秦 眞治君 ) ( 午前 9 時 0 0 分 ) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員 3 2 名、全員であります。

次に、本日の会議に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付の文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

( 日程第 1 )

議長 ( 秦 眞治君 ) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、第 7 番、三和郁子君、第 8 番、田中弘一君を指名いたします。

( 日程第 2 )

議長 ( 秦 眞治君 ) 日程第 2、議第 2 6 号から議第 2 8 号まで、各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますのでこれを許します。

第 2 6 番 鈴木市朗君。

2 6 番 ( 鈴木市朗君 ) 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっております議第 2 6 号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行いたいと思います。

この条例に関しましては、私どもコミュネット野洲の中でさまざまな勉強会を重ねて大まかなことは理解をしておりますが、そこで今出されております条例に関しまして、通勤

手当に加算する駐車場の件でございます。最高限度額を4,000円といたしまして、それぞれに職員の皆さんに自己費でもって駐車場を借りていただくということでございますが、ちなみに2キロ以上という範囲内で、この本庁舎に勤務されております163台の駐車場を対象といたしまして、3カ月で約200万という予算が必要となってきます。そこで、まず1点お伺いしたいのは、各分庁舎並びに出先機関に勤務されている方の取り扱いについて、やはり本庁舎の方はそれだけの自己負担も当然さることながら行っていかなければならない。例えば分庁舎とかそういう出先機関に勤務の方については、そういったものは要らないということでございます。その点についてどういようにお考えなのか1点お尋ねすると、それと同時に、160台の駐車場につきまして、3カ月で200万という予算でございますが、年間にいたしますと約800万かかってくるわけですね。そうしたことを今後続けていっていいのか。そういうことも一つの問題としていかなければならない。そこで、やはり市として職員さんに対する駐車場の確保という意味合いから、今後どのような考え方をされているのか。そういう部分についてお尋ねをしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） おはようございます。

それでは、鈴木議員の議第26号野洲市職員給与に関する条例の一部を改正する条例のご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のように、まず第1点でございますけれども、本庁舎に勤務する職員は民間駐車場を利用する場合は個人負担が生じております。これに対して、今回の条例の改正におきまして、個人負担をされている駐車料金の2分の1、限度額4,000円を、民間駐車場を借りている職員に支給するものでございます。ご質問にありましたように分庁舎、また施設関係については、現在のところ公共用地等で駐車しておりますが、職員駐車場を一定確保できておりますので、その部分については個人負担はございません。なお、施設関係で今後駐車場の問題が出てきます。そういう場合は今回の条例改正によりまして、それを民間駐車場の借り入れ等が生じてきましたら、それを適用していくという考え方を持っております。

ご存知のように、現在都市部におきましては、どことも市役所等の職員の駐車場の確保が難しい現状でございます。そういう中でそれぞれの自治体でいろいろ工夫をされている

わけでございますけれども、今回の給与条例の改正をまず第一歩といたしまして、今たちまち当面施設関係と本庁舎で勤務する職員との間に自己負担の格差が生じておりますので、今回の条例改正をまず第一歩といたしまして、今後議員ご指摘のように、これがベストではございませんので、また近隣の市町の動向等を勘案しながら、今後駐車場問題のさらなる検討をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 鈴木議員、どうぞ。

26番（鈴木市朗君） ただいま総務部長から説明がございましたが、私の聞いているところと若干かけ離れた回答でございましたので。ただいまの回答の中では、分庁舎と本庁舎、また私が訪ねておりましたそれぞれの施設等についての負担の関係を聞いておったわけですが、回答の中ではこれを第一歩として順次考えていくということでございますが、そうした中で、職員さん間の中で問題提起とかそういうものがあるのか、ないのか、そういう部分もやっぱり考えていかなければならないと思うのですね。本庁舎に勤務している者は限度額4,000円でもって支給されても、やはりこの辺近隣ですと7,000円、8,000円という駐車料金がかかってくるのは当然なのです。そこでまず私は今後に向かってお尋ねしたい。

もう2点目の件なのですが、やはりそうした駐車施設をこれから確保していく必要があるのではなからうかなという思いを持っているわけです。今5万弱の人口でございますが、今後市制をしいてそれぞれの部分で展開していくとなれば、ますます都市化が進む中で職員さんの数も多くなると思います。それと、自ずとこの庁舎では対応できない部分も出てこようかと思えます。これは私の案でございますが、やはりこの庁舎から新幹線までの間の農地をどのように展開していくかということも考えていく方法があるかと思えます。それと同時に、文化ホールのあの駐車場、あれを平面だけで使うのではなしに、もっと立体的に活用して、土地の有効利用も図りながら進めていかなければならないという思いも持っております。そしてまた、JR清算事業団から買い求めた用地がございます。そこで、私は勉強会のときに質問をいたしました。レールと車輪の鉄粉が飛んで車にかなりの損傷を来すというようなこともおっしゃっておりました。その件につきましては、私はJR清算事業団の用地を買い求めるときの提案説明の中で、そんなレールと車輪の鉄粉が飛び交うようなところを買って何をするのかというような発言もしてまいりました。ところが、そのときには駐車場にいたしますというようなこともございまして、今それを考えてみま

すと、当時発言されていたことと現状の姿とはえらく違うなという思いを持って今私は発言をしております。やはり鉄粉が飛ぶならば、飛んでも防げるような構造物をつくって、そこで職員さんの駐車場を確保するという一つの方法もございます。簡単な構造物でも鉄粉を除去することが可能なわけですから、そういう方法も前向きに考えていただいて対応していただかなければ、今後ますます駐車場というのは不足してまいる事態ですので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目の、今回この条例の改正をお認めいただけましたら、今現在100%負担している部分を半額50%、現在負担している職員に対して軽減をするわけでございます。そういう中で、鈴木議員が言われました職員間、結局負担をする職員と負担をしない職員の中で問題は発生しないのかというご質問でございますけれども、この合併に際しまして、また野洲の本庁舎の別館をコミュニティセンターやすとして使っていくということが決まりました中で、既に旧野洲町の時代に職員の個人負担が発生しておりました。そういう中で、当然職員組合の方からこの問題の解決というのは町の方へ話し合いの要求として出てきておりました。そういう中で、今回職員組合とも話し合いまして、一応こういう形でまず第一歩のステップを踏むということで提案し、理解をいただきましたので、今回第一歩としてこの形で、今現在たちまち負担が生じておりますので、これをできるだけ早く解消するというので、今回条例改正を認めていただきましたら、1月1日から施行させていただいて、すべての解決ではないのですけれども、さまざまな問題を含んでいるわけですが、まず第一歩の解決としてこういう形で条例改正をさせていただきたいということでございます。

そして、2点目として鈴木議員からいろいろご提案いただきました。そういうことを含めまして、また近隣の市の状況等も踏まえまして、今後また職員組合等と話し合いを続けていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

26番（鈴木市朗君） 今までの回答というのは、とりあえず今たちまちどうしていかうかということについての回答だと私はとらえております。今後、やはり駐車料金につきましても年額800万という予算を組んでいかなければならない状態の中で、当然職員さ

んに関しましては、そうして車通勤される方に関しまして、速やかに対応していかねばならないというのは我々の責務でもあると思いますが、私が先ほど申しました駐車場の件に関しましては、やはり中長期的な展望に立って、これからの人口の増減等を踏まえ、また職員数の増減等がどのような方向になっていくかということも的確にとらえて、そうした中長期的な展望に立った施策を展開していただきたいという思いで質問を終わります。

以上です。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第26号から議第28号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第3）

議長（秦 眞治君） 日程第3、議第29号から議第35号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第26番 鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） ただいま議題となっております議第29号野洲市一般会計補正予算（第1号）についてお尋ねをしたいと思います。

私も勉強不足で申しわけないと思う部分がございますが、お許しをいただきたいと思っております。まずこの平成16年度野洲市補正関係予算を見てもみますと、かなりの入力ミスとかそういうものが多々見受けられるわけですね。まず第1点目、そうした入力ミスの原因についてお尋ねをしたいと思います。これは通告書には上がっておりません。私の調べた範囲の中でございます。そのミスによる何を、私は今回質問をいたしませんので、どういうことでそういうミスが起きたかということだけを1点お尋ねしたいと思います。

まず最初に、義務的経費についてお尋ねをしたいと思います。いわゆる義務的経費、これはすなわち人件費の問題でございます。合併に伴いまして、かなりの時間外手当というのが、どこの何を見ても出てきているわけですね。この件につきまして、各部の時間外手当がどのような作業の中で行われていくのか。その辺についてお尋ねしたいのと、職員さん1時間当たりの時間外手当、それと臨時職員さん、また嘱託職員さんの1時間当たりの報酬、そういうものを比較してどのように思われるのか。例えば、時間外、時間外と出て

あったら、残業ありきの予算で出ていますので、そういう部分についてちょっと不自然なものがあるなということを感じましたので、その辺をお尋ねしたいと思います。残業時間ありきかというような予算であるのか、そういうことについてお尋ねしたいと思います。

次、幼稚園管理費でございますが、この部分について今祇王幼稚園あるいは北野幼稚園につきまして、祇王幼稚園につきましては工事請負費として1億2,900万円、また北野幼稚園にいたしましては609万円というような設計委託料が出ておりますが、私は3年制に移行し、速やかに開園できるということを切に望んでいる一人でございます。その中で、18年度から実施されるわけでございますが、子どもたちがどのような推移で幼稚園へ入る子と保育園へ入る子と、今この少子高齢化の中でこういうことによって子どもの取り合いが起こらないか、そういうことを私は心配しております。ちなみに、民間の保育園的な存在のところもございます。子どもが少子高齢化の中で分散していく。そのような形を中長期的にとらえてどのような姿で変わっていくのか。その辺をお尋ねしたいと思います。そしてまた、3年制幼稚園に関する教職員の増員分というのをどのような形でとらえられているのかお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） それでは、鈴木議員のまず第1点目の議第29号野洲市一般会計補正予算（第1号）の中における義務的経費、人件費につきまして、特に時間外についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、時間外にはどのような形で今回補正要求となっているのかというご質問でございますけれども、合併いたしまして新市になりました中で、それぞれの原課、各所属課において今後3月いっぱいまでの仕事の中における時間外発生の事由をそれぞれ積算要求していただきまして、それぞれの各部で一応部長が把握する中で、そして総務部総務課の人事担当の方でまとめまして、今回の時間外の補正要求でございます。

そしてまた、職員1時間当たりの時間外手当は幾らぐらいかというご質問でございますけれども、約2,800円でございます。1時間2,800円でございます。そして、臨時職員の1時間当たりの時間単価は750円でございます。嘱託につきましては、本来時間外をしておりませんが、また嘱託については嘱託によってさまざま報酬が違う面がございますので、回答を控えさせていただきます。

こういう中で、議員ご指摘のように時間外ありきになっているのではないかとご質問

問でございますけれども、私どもといたしましても、やはり職員の労働衛生管理上、時間外というのは問題がございますので、そういう中でできるだけ時間外を削減する方向、またその所属において仕事内容によってどういう仕事のやり方をすれば、ワークシェアリング等々の方法を用いて改善できる面はないのか等々の検討はそれぞれの原課でしているわけでございますけれども、なかなか具体的な方法が見出せないという中で時間外発生、特に本年度につきましては議員も質問の中で言うておられましたように、合併に伴う当初予定していた以外に電算の関係でシステムの変更がございました。そういう中で、当初予定していなかった部分での時間外が発生したというのが現実でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

そして、今回の補正予算の説明の中で、入力ミスが各分野で起こっております。そういうようなことにつきまして、なぜ起こったのかというご質問でございますけれども、一つは両町の暫定予算を本予算で先月議決いただいたわけですけれども、10月1日現在の暫定予算につきましては、大体8月ぐらいに暫定予算をくくっております。そういう中で、9月の執行見込み分の見込み違い、そしてまた見込み違いによる増減の問題、入力ミス等による暫定予算の組み間違い等が発生したということで、ご迷惑をおかけしていることをまずおわび申し上げます。

以上、回答とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） おはようございます。

ただいまの鈴木議員の補正予算の幼稚園管理関係でございますが、特に今質問されました、まず北野幼稚園の設計委託料につきましては、18年度に3年保育実施に伴いまして、それに伴う設計委託料でございます。そして、15番の工事請負費の1億2,900万でございますが、これにつきましても、祇王幼稚園の3年保育に伴う施設整備工事ということでございまして、保育室を3室、あるいは便所等の増築で440平米を計画するものでございます。

それと、幼稚園の就園率でございますが、おおむねそれぞれ、旧野洲町では5園の幼稚園があるわけでございますが、その幼稚園の対象園児を見ても、おおむね40%から50%ぐらいの園があります。ちなみに、16年度ベースでございますが、篠原では40%の就園率、祇王幼稚園では48%、三上では50%、野洲では47%、北野では44%ということで、そのような就園率を見ているところでございます。

それと、3年制等の保育につきいたします職員の配置計画でございますが、これにつきましてはそれぞれ合併等に伴いまして、職員の人事と定員管理とそれぞれでございますので、総務の人事と相談しながら適正に増員等の計画を図っていきたくと考えておりますので、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

26番（鈴木市朗君） まず、総務部長の回答の中からちょっとお尋ねしたいと思えます。ただいま、この予算についてのミスの点については回答があったとおりで、私もそのとおりだなということを思っております。これから十分気を引き締めて取りかかっていたきたいと思います。

それと時間外のことでございますが、当然合併によって生じるさまざまな諸課題が山積していると思うわけですね。この時間外手当のトータルというのは私は出しておりませんが、トータル金額になっているのかということをもまず答えていただきたいのと、臨時職員さんが750円であって、職員さんが2,800円という賃金差、これは当然しかるべきことがあってこれぐらい、というよりかなりの差、けたが全然違う差ですね。

そこで、総務部長がおっしゃったように、職員の労働衛生関係とかさまざまな条件をおっしゃっていましたが、やはり私はこの野洲市の中で雇用を拡大していこうとすれば、1時間750円でもって臨時職員さんを3月までどんどん採用して、雇用の拡大を図っていくべきだと思うのですよ。職員さんだけにこれだけのノルマを与えないで、やはり臨時職員を雇用して、そんなもの、何倍違うんですか。2,800円と750円だったら。もっともって雇用を創出するという部分について、そういうような考え方はないのですか。例えば、臨時職員さんを採用しても、このごろの若いフリーター的な存在の人は、例えばパソコン一つなぶらせただって、1日あったらすぐマスターされますよ。だから、そういう雇用の創出という部分でもっともって考えていかなければならない問題と違いますか。それによって合併のよさというのも出てくると思うのですね。そういう部分を何も考えないで時間外手当、時間外手当、時間外ありきのそういうものを出されている。私は何も反対しているわけではないですよ。そういうことを尋ねているわけですよ。システムの変更とかそういうもので時間はかかるでしょう。やはりそういうことも考えていただきたい。

それと、次に、幼稚園の管理費の中で、今部長がおっしゃいましたように、大体就園率が5園とも約50%前後ということで報告がございましたが、それと同時に、今5園の中

で幼稚園、保育園の対象となる人数は各年代別に何人が対象になって、50%近い子どもが幼稚園へ行くのか。その辺を尋ねているわけでございます。

そして、職員の適正計画はというような回答がございましたが、適正計画でもっていくと。今これを出されたら、自ずと職員さんの増員分については今考えていかなければならない問題でしょう。当然それは発生してきてそうなるのですよ。そういうことをきちっと計画に乗せていかないと、またぞろせんだって起こった問題につながっていくような可能性もあるわけなのです。だから、そういう部分をきちっと押さえていってもらわなければ、やはり我々としても理解しがたいことでありますので、再度ご答弁をお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 改めまして、おはようございます。ご苦労さんでございます。

まず、時間外勤務手当の関係で、これは基本的なことなのですが、かなり住民の皆さんからもそういうご意見をお聞きしております。ということは、合併して絶対数職員が多いのだろうと、多いにも関わらず市役所の電気がいつまでもこうこうとついている。何をしてはるねんと。だから今の時間外勤務手当の補正は、合併に伴う前後の準備、あるいはその他の後の始末等に要した時間外勤務手当をお認めをいただこうと、こう思っておりますので、私は時間外勤務はもうやめようではないかと、せいぜいしても2時間ぐらいまで、7時ぐらいには家庭に帰って、皆さんと食事ができるような時間には帰ろうではないかと。だから、2時間については手当を付けるのか、付けないのか、これはちょっと議論なのですが、私は2時間ぐらいだったらもう手当は付けないで、できるだけ早く帰るようにしようではないかと、こういうようなことを言いながら時間外を減らそうと、こう思っております。これは何かというと、やっぱり職員数が絶対多いと、ここから来た発想です。

それと、端的に2,800円と750円の差のことをおっしゃっていますけれども、2,800円は平常勤務の100分の125の金額ですね。750円というのは臨時さんのあれで、その方に時間外は勤務してもらわなくても、仮にしてもらったと思ったらその金額の100分の125を加算した額に上がると、こういうように理解をいただかないと、それだけ比較すると雲泥の差がありますので、その辺でお願いしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 鈴木議員の再度の質問でございますが、ちょっと古いデータで申しわけございません。15年10月のデータで申しわけございませんが、それに基づ

いて説明をさせていただきます。

まず篠原幼稚園でございますが、4歳児でございますが、24人に対しまして13人が入園しております。祇王幼稚園につきましては、95人の対象者に39人でございます。三上幼稚園では41人に対しまして21人、野洲幼稚園では132人に対しまして69人、北野幼稚園に対しましては、76人に対しまして35人。次、5歳児でございますが、篠原で37人に対しまして22名、祇王につきましては81人に対しまして43名、三上につきましては26名に対しまして13名、野洲につきましては143名に対しまして75名、北野につきましては93名に対しまして45名というような入園状況でございます。

先ほども答弁いたしましたように、職員につきましては適正化計画に基づきまして、人事とも協議しながら適正に、学級増に対しましては職員あるいは嘱託職員等を考えながら配置していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 鈴木議員。

26番（鈴木市朗君） 時間外手当の件で、市長は私が質問している部分と若干かけ離れたことおっしゃっていました。私は臨時職員さんを新たに雇用していけば、750円で作業ができる部分と、例えば職員さんが時間外手当でやられた場合の2,800円ということ私には言っているわけで、その臨時職員さんが残業されたらその何分の何がということ私は一切聞いていないわけですから、新たに時間外手当の合計金額も今聞いていませんで、これで質問を終わるわけですが、時間外の合計金額も聞いておりません、私。そういう部分について、まず今この盛られている予算の中で、雇用の創出をどのように考えていくかということに私は主眼を置いて聞いているわけなのですよ。職員さんに決して、強いて2時間ぐらいまでだったらただにせいとか、そういう議論は一切していないわけでございますから、その辺は理解していただいて、もうちょっと私の質問に対するピントの合った回答をしていただかなければ納得いきませんので、その辺をよろしくお願いしたいと思っております。まず雇用の創出についてどう思うかということですね。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 私が勘違いしたのか、聞き方が悪かったのか別にしまして、単純に比較されたところがあったのです、はじめのうちね。だからそれを申し上げているのです。しかし、一般職員と臨時職員さんを雇用して補助をしてもらう。自ずと仕事は別なわけですね。事務的なことは補助してもらえますけれども、ものの執行についてはやっぱ

り事務吏員でなかったらできないという部分もございますので、それは別としまして、116ページ、合計が出ているのです。予算書の中にね。今回の補正で時間外はこれだけにしますと。それはまた後で見ていただくということをお願いしたいと思います。

雇用については、できるだけおっしゃるように義務的経費の節減に結び付けようとするれば、単純な事務処理で済むものについてはそうした形で雇用して、できるだけ人件費は削減していく。それが今後の財政改革の一つの方法でもあろうと、こういうふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 次に、第29番 野並享子君。

29番（野並享子君） おはようございます。

議第29号平成16年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について質問いたします。

今回の補正は3億1,400万円の増額補正です。合併による強制的な組み替えや入力ミスなどありますが、実質的な補正について質問いたします。

まず第1点目は、91ページの災害対策費で、需用費や委託料で1,237万円の補正になっています。この中では消耗品、福井の水害や中越地震へ救援物資を運んだための補充ということが説明されていきました。単に補充というのではなく、水害や地震により求められた物資は本市でも必要なものであります。また、この間多くの物資を求められています。この際他市町の教訓を生かし、備蓄の内容の検討が必要ではないかと考えますが、答弁を求めます。

さらに、中越地震で明暗を分けたのが災害協定のあり方でした。日ごろからの連携があった町と、近隣だけの災害協定しか結んでいなかった地域と、初動の支援で差が出ました。しかも、日ごろからお互いの住民と職員との交流もあった、こういったことが生きた災害協定になっていたことも明らかになっています。もう一つ明暗を分けたのが福井の水害です。避難勧告を徹底することができず、多くの住民が家などに取り残された市と、早く住民を避難させた市とでは大きな差が表れました。

このような現状を見ても、今回補正で出されている設計委託料246万円や策定委託料630万円も、野洲市の現実を見据えた策定と住民のコミュニティーの構築の問題などもあるかと思えます。また、滋賀県は特別な問題として水害、地震だけでなく福井県原発の影響圏にも入ります。原発の事故により放射能汚染が広がったときの防災計画も必要であろうかと思えます。ハード面、ソフト面で今後どのような計画をされるのかをお尋ねいたします。

2点目は、99ページの設計委託料609万円、北野幼稚園の増築のための設計委託となっていますが、どのような構造にするのか。平面図などの資料の提供を求めます。17年度工事になると思いますが、幾らぐらいを予定されているのか。狭いホールの増築やテラスの改修などもどのようにされるのか、概要の説明を求めます。

次に、幼稚園施設改修整備費1億2,900万円の工事請負費です。祇王幼稚園の教室を3教室増築する内容と説明されていましたが、平面図などの資料を出すべきです。また、1億2,900万円の予算配分も明らかにすべきです。また、これら2つの幼稚園、3年制はいつからされるのかをお尋ねいたします。

3点目は、歳入で法人市民税が6億7,600万円の減額であります。外国税額控除を受けたものによるものですが、これは企業が外国で支払った税金を所得税、地方税で差し引く大企業優遇税制です。そうした中で、海外に工場を進出し利益を上げている企業に対し、日本国内の所得税だけで足りない場合、地方法人税からも差し引くことにより、旧野洲町の場合も大きな減額補正になったこともありました。このような優遇税制はやめるべきだと考えますが、見解を求めます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の議第29号平成16年度野洲市一般会計補正予算（第1号）についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、災害対策費のご質問でございますが、本市では大規模災害に備えまして、防災センター等に備蓄倉庫を設置し、備蓄器材や非常食等を整備しているところであります。議員ご指摘のように、今回の豊岡の水害及び新潟県の中越地震の救援物資として毛布などを送りました。今回の補正につきましては、これらを補充するためのものであります。先ほども議員が言われました、やはり先例に学んで検討していかなければならないと思います。そういうことを踏まえまして、今後地域防災計画策定の中で備蓄内容等の検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、災害協定につきましては、現在本市では3YASU、あやめサミット、義士親善友好都市、郵政公社、竜王町、湖南市及び県内の消防団の応援協定など、災害協定を締結しています。今後も、物資の関係等を踏まえますならば民間企業を含めて幅広く、災害協定の締結に向けて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、避難勧告の徹底ですが、来年度防災行政無線の整備を目的に、今回設計委託料を補正予算として提案させていただいております。住民へ災害情報を早く伝える方法として

整備するものであります。当然いち早く避難勧告や避難指示を住民への確に伝えていく手段として活用してまいりたいと考えております。なお、避難情報の徹底には公用車での広報活動や地元自治会との共同での安否確認も行うよう、システムの中で検討してまいりたいと思っております。

また、原子力災害対策につきましては、滋賀県の地域防災計画において、余呉町、西浅井町、マキノ町、及び今津町が防災対策を実施する地域と定めていますが、今後本市の防災計画に記載するかどうかを県と十分協議してまいりたいと考えております。

もう一点の法人市民税の減額補正に関するご質問にお答えいたします。外国税額控除は、法人が得ました所得のうち外国で納税した法人税額を控除する制度で、国際的に法人による二重課税を防止するため法人税法等で定められており、適法なものでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩をいたします。

（午前9時50分 休憩）

（午前9時52分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（島村平治君） 野並議員の祇王幼稚園の増築の工事請負に関しましての資料でございますが、文厚委員会でそれぞれ提出させていただきまして、説明させていただきまして、その後全議員さんに配付をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（秦 眞治君） はい、野並議員どうぞ。

29番（野並享子君） 第1点目の災害の問題ですが、検討をしていただかなければならないというふうに思います。この部分に関しましては、今無線の整備の問題も言われましたが、私の住んでいる駅前北、先日放送設備を平家の自治会館の上に付いていたのを、高く電柱みたいな形で4方向に飛ぶように設置されました。しかし、この間の一斉清掃のときには、全く我が家では何を言っているのかさっぱり聞こえない。何か女性の声がしているな程度しか聞こえないのです。静かな朝の8時過ぎの時点でも、日曜日の8時過ぎでも聞こえないというのが現状です。ですから、こういうような地域は、この市の中でたくさんあるのと違うかなと。自治会から発信をしてもらっても届かないというような状況で、

我が家ですと市三宅からの放送の方が入ってくるという状況にもなっていますので、もったときめ細かく現状を把握していただかなければ、コンサルやりに計画をつくってもらったのではだめだという、事前のそういった調査が必要であろうかと思えます。そしてまた、停電ということになると、そんな放送設備があっても使えないのですから、そういった場合にどのような形になるのか。無線で防災の本部をつくって各自治会に無線でできることはある。そうしたら、その無線で受けたものをその自治会でどう住民に徹底させていくのかとか、さまざまな部分、この大きな2つの災害を教訓として、我がまちの段階でどうするのかということ、やはり行政サイドでいろんなことを想定して検討をしていただかないと、これまでの水防と地震のあのつくられた過去のマニュアルを土台にしてでは、今間尺に合わないような状況になっているのではないかと思うのです。だから、策定の費用として630万円出しておられますが、こういった部分の事前の部分をどう調査し、資料提供をされていかれるのかということのをちょっとお尋ねいたします。

2点目の問題、私はこういった増築とかいろんな部分で、新築の場合は平面図が事前に出されますね。増築もやはり同じだと思うのです。これだけのお金、1億2,900万円から使ったの工事、また北野の幼稚園も来年度に多分、設計委託が609万円とするならば相当な額の増築の工事が提案されると思うのです。そうした場合に、きちっと事前に、こういう形でこういうふうなことをするからこれだけのお金が必要なのだという、そういったものを、予算を出したときに全議員に資料を出すべきだと思うのです。ですから、私はわざわざこの項を上げたのです。文厚の委員会で議論をしていただくと。当然私は議論をします。けれども、文厚の委員会のときにぱっとそのときに資料を渡されて、調査する時間もないのですよ、それであつたら。やはり議案書は5日前に来て調査する時間があります。委員会で資料だけもらって、さあこれで質問せいと言われても調査する時間がありません。いろんな税金の使い方をチェックするのが議会だったら、行政として事前に議員が調査できる時間を与えるべきだと思うのです。そういう意味で、私は総括質問で質問をさせていただきました。今の答弁では、文厚の委員会で資料を渡しますと言われましたが、それだけではなく事前に全議員に渡して下さい。調査をする時間を与えて下さい。私はそれが行政としての最低の仕事だと思えます。

3点目の外国税額控除ですが、これは国の税制の中で大企業を優遇する税制としてできた税制です。外国でもうけてその国に税金を払ったというのは当然のことです。もうけがあるので。もうけて税金を払って、日本の工場の中でもうけた、そして税金を払

った、そこからさっ引くというのですから、海外に工場を移したら移しただけ得ということになりますよね。国内だけで生産している企業は国内での法人税を払わないといけないのですから、外国に工場を移し、そこでもうけ、税金を納める。もうけはもうけですよ。もうけたから、それに対しての税金をとられるのですから、こういった形で滋賀県内でも均等割しか課税されていない大企業がたくさんあるのです。均等割の場合は資本金50億円以上の場合は300万円です。わずか300万円。10億から50億の資本金のところでは175万円です。この均等割しか払っていないという法人、大手があるのです。

こういった状況で所得割の100分の14.5の地方税、これは野洲市の税条例第34条の7で外国税額控除を適用するという項目がありますからこれを使われるのですが、こういった現状になってしまうということは、やはり国内で生産するのではなくて、外国にどんどん工場を移していく、国内を空洞化させていく大きな道になるということが問題になっているのです。ですから、二重課税を防止するものなどというのは、それは企業の詭弁といいたいまいしょうか、よりもうけたいという部分であって、本当に一国民の立場に立ち、また野洲の財政を見ていくなれば、6億7,600万円といったら大きなお金です。それが外国税額控除で返さなければならない。そうしたら、もうこれから村田からもらった税金なんていうのは最初から当てにできない。いつこの外国税額控除を使って所得税だけでは足りない部分が地方税まで及んでくるかという状況になって、優良企業を誘致したというのに、野洲の固定資産の方は確実に入ってきますが、企業がもうけられてもそれがさっ引かれていくというような状況では、やはり市財政の中では私は大変な制度だと思うのです。地方自治体として、やはりこの外国税額控除、地方税まで及ばすなという、せめて地方自治体からだったらそのぐらいの声を上げていくべきだと考えるのですが、どうお考えでしょうか。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

防災行政無線について、今回設計委託料として246万円補正予算で計上させていただいております。そういう中で、議員もご指摘がありましたように、今回の台風23号における水害、また新潟中越の地震等々で、やはりこういう防災行政無線の問題点も出てきております。その辺は十分検討して、よりよいものを設置していくということで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

そしてまた、もう一点は行政の方で整備いたします防災行政無線と、先般も各自治会の

行政懇談会で東消防署の方から、地域における自主防災組織がやはり今回の水害または地震において大きなポイントになってきております。そういう中で、そちらの方も今後育成していくという形へ進めていきたいと思ひますし、そういう中で克服できる課題、また克服しなければならない課題等々を整理していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

そして、先ほどの外国税額控除について再度ご質問をいただいたわけでございますけれども、先ほども申しましたように、法人税法で定められておりますので、これに対して市町村として税法を尊重しなければならない立場でございますので、ご理解を願ひます。特に、外国税額控除につきましては、日本の法律だけではなく、やはり世界的に加盟されております租税条約に基づく措置でございますので、その辺は十分ご理解をお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 野並議員の資料の再度の提出でございますが、申しわけございません、それではできるだけ早くに資料をそろえまして配付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長（秦 眞治君） 29番、よろしいか。はい、どうぞ。

29番（野並享子君） 第1点目の部分ですが、最後の部分の原発の問題での策定は県と協議をするということ先ほど答弁されました。県はここまで、野洲までの部分はなかなか想定はしていない現状です。ですから、県と協議という形ではなく、もしチェルノブイリ原発事故のような部分が起これば、琵琶湖の真ん中ぐらまで汚染があるという推定になっています。まず飲み水が飲めない。いろんなことが想定されるわけですから、そういった部分の懸念をきちっと認識していただくために、やはりそういうマニュアルは必要だと思ひます。行政がそのときに右往左往するというのではなく、もしこういうことが起こった場合はこうするという、そういったものが行政になれば、そこに住んでいる住民の安全を図ることができないと思ひます。ですから、きちっとした、野洲としても新しく防災計画を立てていかれる策定委託料630万円という内容の中に、そういったものも含んで策定をされるように要請をいたします。

3点目の、今法人税法の尊重と言われました。私が最後に言いましたように、所得税だけで納めてもらうならば国の問題なのですね。地方税まで入ってくるからそれぞれの市町

村が大変なのです。ですから、国税の中だけでとどめてもらうぐらいのことをそれぞれの市町村から国に言っていかなければならないと思うのです。それを求めたのですが、それに対してのご答弁がなかったように思います。

市長、答弁をお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） お答えを申し上げます。

これは3年前にあったのです。制度が変わって村田が訴えたのですね。そうでしょう。それで何やら調査会というところが結論を出して、これは二重課税だと、だからいけないと言ったのです。もう一つ、法人税の仕組みは分割法人税ですから、国へ村田がどれだけ法人税を納めたか、そのことを従業員数によって配分をしてくれるのですから、こっちが勝手に決めるわけにいかないのです。よくご存知だと思いますので、それで解釈していただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 次に、28番 川口東洋君。

28番（川口東洋君） 28番の川口でございます。

議第29号平成16年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について、議案書の90ページ、91ページで消防費中、目5についてお尋ねをしたいのですが、先ほど説明欄の11につきましては、今の議員が質問いたしまして重複いたしますので取りやめますが、説明事項13番の項で委託料について詳細な説明を求めたいというふうに思います。必要となった事項は何なのかということについて、単なる合併によるものか、新たなる不安要素が発生して必要性が生まれたのか、旧両町の防災計画の突き合わせでは解決できないのかという点についてお尋ねをいたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 川口議員の補正予算関係議案の90ページ、91ページの委託料876万円についての説明でございますけれども、先ほど野並議員の中でもお答えさせていただきましたように、246万円については防災行政無線のシステムの設計委託料でございます。そして、630万円については新しく策定いたします防災計画の委託料でございます。

そして、2点目のその中でのご質問で、今新たにこの防災計画を策定しなければならない理由でございますけれども、1点としましては、旧2町におきましてそれぞれ防災計画

を持っておりましたが、新市における防災計画、合併と同時に速やかに策定していくという一つの課題がございます。そして、旧2町が策定してありました防災計画については、阪神淡路大震災の後、旧野洲であれば平成8年ぐらい、旧中主も同じぐらいだと思うのですが、策定しております。それまでは滋賀県の場合花折断層、また比叡断層の地震想定については、旧の防災計画の中に入っているわけがございますけれども、それ以後、大きな問題で、一つは琵琶湖西岸断層における地震の発生の問題、発生率が今後30年間で0.09から9%と示されております。そしてもう一つ、本市における被害予測震度は6強から7の震度が予想されております。そしてもう一点は、東南海・南海地震の予想が、本市の震度が6弱の震度が予測されて公表されております。こういう中、東南海・南海地震につきましても、今後30年間で30%から40%、極端に言えば起こる確率が非常に高い地震でございます。そういう中で、防災計画につきましてもは国、県の指導の中で6以上の震度が想定される場合は組み入れていかなければならない、改定をしなければならないという義務付けがございます。そういう中で、該当するところについては、それぞれの市町村で今改定の作業に入っているという2点が、本市の場合重なりまして、できるだけ早く策定していこうということで、今回防災計画の委託料を補正予算でお願いしたという次第でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 川口君、どうですか。はい、どうぞ。

28番（川口東洋君） 地震対策について新たな要素が生まれてきているという解釈に立つわけですね。それで、素人考えでございますから、2町でそれぞれ策定していた防災計画の突き合わせに何でこんなお金が、費用が要するのかという単純なことから質問している部分がありますけれども、委託先は大体どういう、そちらの方面についての専門業者があるのかどうか。選定の幅というのはどれぐらいあるのかということについてお尋ねしたいのと、それから、これも先ほどから質問がでていました、ちょうど今は「もんじゅ」のことで世間が非常に騒がしいときでもありますけれども、私は県で経験したこともそうでございますけれども、あるいは旧野洲町のときも質問いたしました。確かに発電所は非常に危険な距離にあります。しかし、核燃料は名神高速道路を経由して搬入されているというふうに聞いております。間違っていれば正してほしいのですが、それが町内を通過するときに発生した、あるいは湖南地域に発生したときに湖南消防なんぞにそれに対応する用具、必要な設備がそろっているのかということもお尋ねもしたことがございます。

でも、どちらも県も検討していきますということのみのお答えだったというふうに思うのですけれども、もうそういうときではない、国内でも事故も発生しておりますから、そういうときではないのと違うか、もうちょっと具体的にそういうことは検討していくべき段階に入っているというふうに思っておりますので、もしお答えができれば考えを聞かせていただきたい。

それから、設計委託料の防災無線についてはわかりましたが、私は質問をやめまして言っておりましたけれども、実際に私の経験で小篠原でいいますと、ビルが建っております。高層マンションが建ったりしておりますして、幾ら公民館の上にスピーカーを設けても、声の届かない部分は幾らも発生してくるのです。それから、一定量のボリュームでしっかりした発音でということが求められますし、そういう事柄につきましても、部隊員の指導があるかどうか。そして、もちろん小篠原の場合でもそうですけれども、単に公民館の屋上にあるだけでなしに、地域の方まで声の伝播を計算しながら、スピーカーを運んでいるわけですけれども、風向きもございますし、幾ら出しても届かないことは届かない。そして、最近の住居は密閉性が高まっておりますので、もうひとつ屋内におりますと聞こえにくいという部分がございますから、そこらあたりはますますこれから研究されてやっていただきたいなというふうには思っております。感想だけ申し上げておきますが、今の質問お願いいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 川口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

1点は委託先の業者の内容でございますけれども、委託先としては実績のあるコンサルを競争入札の中で考えております。

そして、原発事故、また核燃料搬送の問題点の事故等のご質問があったわけですけれども、先ほど野並議員にお答えさせていただきましたように、その辺も踏まえまして、県と協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、スピーカーの声が聞こえない、地域の中で防災行政無線システムを設置しましてそういう問題点、やはりそれまでに十分できるだけ多く聞こえるような形での設計を当然業者にさせるわけでございますけれども、100%ということはいろいろ条件が出てきますので、そういうことも起こり得ると思います。そういう中で、先ほどもお答えさせていただきましたように、やはり地域での自主防災組織をどう育成していけるかということから辺が大きな課題だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 28番、川口東洋君。

28番（川口東洋君） 今が再々質問でございます、実績のある業者に委託をしたいということ、もちろんそういうことで信頼をしなければしょうがないという部分なのですが、このことについては、どれくらい選択の幅があるのかということについてやや疑問が生じているというのは、旧町内で実施された区画整理事業につきましても、今まで、これで3事業が行われたのですが、3事業とも設計業者さんは同一業者さんであるという事実なんかがございますから、やっぱりそういう業者さんが一番信頼できるのかというふうに言われますと、我々は素人でございますので、先ほど申しましたように信頼をするしかないわけでございますけれども、ちなみにどれぐらいの業者があるのかということ、そういう中からこういう選択ができるのだというふうな説明を求めたい。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 先ほどは再々質問と言いまして済みません。川口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

コンサル先でございますけれども、防災計画の委託先ですね。防災計画の委託につきましては、設計業者ではなくコンサルということで、調査を主にする実績のある、各都道府県、各市町村の防災計画を策定した業者を選定の中に入れて入札を行うという形で、担当課は考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

まだ業者数までは確定しておりませんが、できるだけ公平な競争入札になるように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第29号から議第35号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

議長（秦 眞治君） 日程第4、議第36号工事請負契約について（市営住宅和田団地建設工事（建築主体工事））に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第30番 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 議第36号について質問を行います。

この議案につきましては、市営住宅の建て替え、老朽化による建て替え工事でありまして、それそのものは理解しているわけでありますが、いずれにいたしましても、市営住宅の建設の目的、あるいは関連しまして今回の工事請負が適正なものなのかどうか、そういう観点から若干お聞きいたします。

提案説明等で老朽化に伴う建て替えとして15戸分を今回工事請負契約をされておりまして、それで、10戸については従来の入居者を優先するということではありますが、それは結構で当然だと思いますが、残りの5戸分については今後募集を行うということではありますが、公営住宅法あるいは市の条例から見まして、一般市営住宅でありますので、新市全域での募集なのか、あるいは地域限定しての募集なのか、その辺についてどう検討されておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 議第36号工事請負契約についてということで、小菅議員のご質問がございましたので、私の方からお答えをさせていただきます。

市営住宅和田団地につきましては、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における不良住宅地区の環境の改善を図るために、健康で文化的な生活環境を図るべき地域として、建設大臣の許可を得て昭和52年度に小集落地区改良事業として10戸が建設されたものであります。

今回の建て替えにつきましても、当初建設時の目的を継承して、現地に建設するものであります。したがって、生活環境の改善を図るべき地域として優先的に募集をしようと考えておりますので、その点ご理解をお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 答弁の結論は、従来の小集落改良事業のすべての延長として、今回も一般市営住宅であるが環境改善の立場から特定の地域に入居者の公募についてはということではありますが、今言いましたように、教えていただきたいのですけれども、過去の経過はあったかもわかりませんが、今回の建て替えは同和対策事業ではなくて一般市営住宅の建設工事ですね。そういう意味から見れば、私は純粹に考えているのですけれども、公営住宅法から見ましてもこの入居資格というのは、募集については当然市内に住む者、あるいは一定規模以下の低所得者あるいはその市の全域の、対象は公営住

宅法、関連する市条例でも定まっていると思うのですが、そういう趣旨から反すると思うのですが、どうでしょう。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 再度のご質問でございますが、おっしゃるとおり、一般施策ということで建設をさせていただいておりますが、事業目的等当時の施策的な趣旨に対しましては現在も継承していると、先ほど申し上げましたとおりでございますので、ある程度の優先的な取り扱いということについては、優先的に募集をしようということ自体は条例等に違反するというふうには考えておりませんので、その点よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 小菅六雄議員。

30番（小菅六雄君） 同じことの繰り返しで申しわけありませんが、公営住宅法の立場からいえば、特定地域に対しての想定はされていないし、そういうことは外れると言っていますので、先ほど部長は経過を言われましたが、それはあったといえども公営住宅法あるいは市条例の立場から見れば、特定地域限定にした募集は明確に反しているのです。そうではないのですか。できないと思うのですよ。その点についてどうなのですかね。もう一度お聞きしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） ご質問の趣旨は十分わかるのでありますが、行政といたしまして施策的なものということの取り扱いもでございますので、その運用ということで取り扱いを考えておりますので、その点よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第36号は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり産業土木常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

議長（秦 眞治君） 日程第5、議第37号財産の取得については、通告による質疑はございません。

ただいま議題となっております議第37号は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第6）

議長（秦 眞治君） 日程第6、議第38号休日急病診療に関する事務の委託に関する

協議につき議会の議決を求めることについては、通告による質疑はございません。

ただいま議題となっております議第38号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第7)

議長(秦 眞治君) 日程第7、議第39号滋賀県町村土地開発公社定款の変更については、通告による質疑はございません。

ただいま議題となっております議第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第8)

議長(秦 眞治君) 日程第8、議第40号固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては、通告による質疑はございません。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第40号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第40号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第40号について通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第40号固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

以上で通告による発言は終わりました。これより議案に対する関連質疑を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ないようでございますので、関連質問は終了いたしました。暫時休憩をいたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時50分 再開)

議長(秦 眞治君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第9)

議長(秦 眞治君) 日程第9、一般質問を行います。

質問通告書が提出されておりますので、順次質問を許します。質問にあたりましては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第5番 田中良隆君。

5番(田中良隆君) それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、私は市長に対しまして通告に基づき質問いたしたいと思います。

まずは、待望久しかった2町合併が実現し野洲市となり、その初代市長として山崎市長が誕生したことに対しまして、衷心よりお祝いを申し上げますと共に、山崎市長が政治手腕を十分に発揮され、市民の付託と期待に応えられることを切望するものであります。また、私が新生野洲市議会の初定例議会の一般質問にトップバッターとしてこの演壇に立えますことを光栄と思うものであります。今回一般質問を通告されております議員は21名であり、議事運営に協力するために簡潔に質問したいと思います。

さて、合併して2カ月余り、議員はまだまだそれぞれの旧町の懸案事項等はお互いに把握し切れていないように思いますが、旧中主町の大きな懸案事項は乙窪工業団地へのイオンの出店問題だと思えます。市長は施政方針の中で地域経済の活性化、流出から地域循環へを合い言葉に地産地消を促進し、地域内での買い物や地域産物の地域内消費、市民活動の産業化などを通して、地域の内需拡大を図っていきたいと述べられています。私もこの姿勢には全面的な賛意を送るものであります。

イオンについては、誰もが知っている一流の小売企業であり、その経営理念は地域社会に貢献するとうたっている優良企業であります。そんな企業が5万1,500平米の土地を年間1億1,000万円で貸してほしいと申し入れているのです。29億4,000万円の借金が20年後9億円に減るのです。何もしなければ毎年3,000万円ずつ一般会計から持ち出しが必要になります。地域住民の利便性、地域の活性化、野洲市財政などなど総合的に判断すれば、イオンとの定期借地権契約は、野洲市と野洲市民にとって絶対にプラスになると思えます。中主町商工会や一部で反対の声はありますが、それはそれとして何らかの対策は必要でしょうが、今のチャンスを逃してはいけないと思います。

中里、兵主学区の住民は、守山市や近江八幡市、あるいは琵琶湖大橋を越えて買い物に行っております。中心部だけが栄えるようなまちづくりであるならば、合併の意義も野洲市に対する未来への展望も開けません。大多数の市民、特に中里、兵主学区の住民が望んでいるイオンスーパーセンターが早期に開店できるように望むものであります。将来の野洲市の均衡ある発展の基礎を固めてもらいたく、市長の決意と明瞭なる答弁を求めて私の質問を終わります。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） それでは、田中良隆議員の質問にお答えしたいと思います。

まずそれまでに、冒頭身に余るお言葉をちょうだいいたし、大変ありがとうございました。

乙窪工業団地につきましては、平成9年度に事業を開始して、工期を2期に分けてそれぞれ平成11年度並びに14年度に工事を完了されまして、工業用地8区画約8万平方メートルを整備されております。企業誘致の状況につきましては、工場の海外移転や集約化などが進む厳しい製造業を取り巻く現況下で、一企業が誘致されました以降、誘致実現には至っておりません。

このような中で、大規模商店舗用地としての可能性に着眼され、イオン株式会社他数社から出店を受けておられ、多角的視野から検討ができるよう旧中主町議会において土地の取得目的を変更する議決がされております。このことについては、今日の製造業を取り巻く厳しい状況を踏まえまして、合併後の中主地域が新市の副都心として民間活力を生かし、持続的発展することも期待された観点から決定されるものと考えております。

ご質問をいただいておりますように、平成15年度末現在での借入金残高は約29億円あり、これに係る利息は年利10%と仮定しましても約3,000万円が必要となります。金利が上昇すればさらに負担が増加することが危惧され、一般会計を圧迫しかねない問題と認識をいたしております。また、住民の利便性という点からも、平成13年度消費購買動向調査を見ますと、旧中主町の地元購買率は20.6%と低い状況でございます。その傾向は以前の平成7年度や10年度の調査結果と比較すると、調査ごとに低下しております。旧中主町の住民の最も多い購入先は守山市で35%もあり、多くの住民の購買力が流出していることがうかがえます。同様に、地元商店充実度に対する満足度も低く、充実していると回答した住民の皆さんは27.7%と、近隣の旧野洲町の67.6%、守山市の

82.0%、近江八幡市の81.0%と比較しても、著しく低い状況であります。この数値は県下ではワースト8位という状況でもございます。

こうした経過や現状を真摯に受けとめ、今後におきましては当初の目的、地域の活性化、雇用の創出、財政力の強化の実現に向け、さらには合併後の新市のまちづくりという総合的な観点からの検討も加えつつ、議員の皆様をはじめ、関係各位のご意見を賜りながら前向きに検討を進めてまいりたいと考えています。このことは、旧中主町長さんからも前向きに進めるよう口頭で引き継ぎを受けているところでもございますので、申し添えて回答といたします。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

5番（田中良隆君） 私の親しい人の中にも反対されている人がおられます。5万人いれば5万の考え方があると思います。今市長から前向きな答弁がありましたので、私は十分満足しておりますが、1つの例え話がございまして。森に3人の人がいました。1人は木を育て木を売って生活をしている林業者です。1人は森にすむ動物をとらえて生活する猟師、最後の1人は森の自然を楽しみに来た一般の市民です。森と人間の関わり方はさまざまでございますが、この3人だけでも森に対する考え方が全く違います。林業者は木を育てるために自然を大切にしますが、大きくなった木は切りたい。自然を楽しもうとする市民は木は切ってほしくない、動物もそのまま生かしておいてほしい。しかし猟師は動物をとらえなければ生活はできません。3人それぞれの主張があります。誰が正しいのでしょうか。林業者の主張も猟師の主張も彼らにとっては正しいことだと思います。しかし、今現在市民の数が一番多いわけです。市民の求めるように自然環境を残すことが最優先されなければならないと私は思っております。

以上です。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第2号、第1番 藤村洋二君。

1番（藤村洋二君） 1番、藤村でございます。

今日は障害者福祉についてお尋ねをしたいというふうに思っております。11月17日の臨時議会で、市長は施政方針演説をされまして、新市の進むべき方向を示されました。その個別政策の一つとして、福祉では施設から地域へをスローガンに、安心して充実した生活を送れる地域福祉の展開をしたい、障害者や高齢者の施設で生活する福祉から、地域で共に暮らせる福祉へと転換を図り、高齢者、障害者の自立支援を行うと共に、地域社会全体で支える体制づくりを目指すと述べられました。

私も旧野洲町議会で障害者福祉の向上を目指して幾つかの提言をさせていただいておりますが、まだ具体的な進展は見ておりませんので、この市長の言葉に大いに期待をしております。昨年4月から従来の措置制度から支援費制度へと移行し、障害者自身が自分のニーズに合ったサービスを選択し、決定する仕組みも始まりましたし、市制発足に伴い福祉事務所が設置されて、権限移譲もされてきました。障害者の方々も入所施設に頼り切るのではなく、住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせ、それぞれの夢や希望に向かって生きがいを持って生活できる社会づくりを目指しておられますので、今までにも増して、この野洲市が障害者福祉を推進する上で中心的存在になり、その役割はますます重要となってきております。滋賀県や湖南地域の各市との連携も不可欠とは思いますが、新市の障害者福祉の具体的な方策についてお伺いします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 藤村議員の障害者福祉についてのご質問にお答えをいたします。

障害者福祉施策につきましては、身近な地域でサービスを利用し、住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤づくりが求められております。このことから、本市では市民一人ひとりが生きる喜びを実感し、市民が共に支え合い、健康で安心して生活を送ることができる共生と安心のまちづくりに努めているところであります。

ご質問の具体的な方策、方向性について3点を申し上げます。

まず第1点目は、市民が共に支え、地域で自立した生きがいのある生活や社会参加が図られるため、ボランティア活動の推進や障害者福祉団体及び通所施設などが取り組む地域交流事業への市民参加を促進し、ふれあい、生きがいの場づくりを進めてまいります。

2点目に、雇用の促進と安定を図るため、関係機関との連携強化や相談支援体制の整備を進めると共に、市内事業所に対しまして、障害者雇用の啓発推進や共同作業所の運営支援を進めてまいります。

3点目に、在宅福祉の充実を図るため、支援費制度の効果的な利用促進と利用者が各種サービスの選択ができるよう、情報提供及び相談支援活動を進めてまいります。また、ご提言いただいております視覚障害者の就労支援につきましては、市内事業所との懇談会を開催し、障害を持つ人のニーズに応じた就労支援が得られるよう努めております。

今後共障害者の就労を含め、その人らしく自立して地域で暮らし続ける仕組みづくりに努めてまいります。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 藤村洋二君。

1 番（藤村洋二君） 今、竹澤部長の方から共生と安心のまちを目標にした障害を持つ人も持たない人も平等に参加をしていける社会の実現に向けた障害者福祉を進めたいという中で、3つの具体的な方針を示していただきました。要約いたしますと、1点目はふれあい、生きがいの場づくり、2点目は就労支援、3点目は在宅福祉制度の充実であったというふうに聞かせていただいております。今回の一般質問は私の質問内容が具体性に欠ける、新市の方向についてお尋ねいたしましたので、やや回答につきましても具体性に欠ける部分も致し方ないというふうに思っておりますので、1点目、2点目の回答につきまして再質問させていただきます。

まず1点目でございますが、ふれあい、生きがいの場づくりでは、一番大事なことは障害者の方々に住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるそういうまちをつくっていく。そのためには、誰もが使いやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進していかなければならない、このように思っております。ユニバーサルデザインとは、すべての人が使うことができる汎用性の高いデザインをつくり出していくことで、最初からできる限りすべての人に利用しやすい、すべての人に配慮した環境施設、製品等のデザインを決めていくことです。滋賀県では新・淡海障害者プランを策定され、障害者、高齢者はもとより、誰もが利用しやすいまちづくりや人づくりだけでなく、誰もが満足できるサービス、また情報の提供にまで踏み込んだユニバーサルデザインの取り組みを推進されようとしております。この野洲市でも、バリアフリーの観点から多くの事業を進めてこられました。段差の解消や点字ブロックの整備、車いす使用者トイレの設置など、いろいろとやっておられたわけでございますが、今後のまちづくりはユニバーサルデザイン、いわゆる万人向けの設計が望まれると共に、福祉のまちづくりは点から面へというような発展をさせるべきと考えております。このユニバーサルデザインのまちづくりについてどのように取り組もうとされているのか、まず1点お伺いしたいと思います。

続きまして、地域でのボランティア活動や交流事業についてですが、ボランティアの皆様方のご協力には本当に頭が下がる思いでいっぱいでございますが、障害者や高齢者の方々の一番の心配は、災害時の安全であります。今年は特に台風災害、地震災害が頻発いたしました。この市役所にも多くの障害者の皆様や高齢者の方々から、野洲市の災害時の安全対策はどうなっているのかというお問い合わせがあったと聞かせていただいております。

す。新市では防災行政無線の設置、また消防署による災害福祉サービスの推進など、安全への取り組みは進んできておりますが、災害時の避難などについて、自治会の皆様や民生委員の方々も巻き込んだ具体的な、また災害時に絵にかいたもちにならないような実効性のある地域防災計画の策定、防災訓練の計画が必要と考えておりますが、お考えをお伺いします。

次に、就労の問題です。就労につきましては、福祉的な就労から一般就労へ移行する、これがやはり障害者の皆さん方が地域で生活する非常に大きな問題だというふうに思っています。障害者の法定雇用率は1.8%で、民間企業はこの割合の障害者の方々の雇用の義務がございます。しかし、職務によっては障害者の方の就業が困難であると認められることから、除外率制度も認められてきました。本年4月よりこの除外率制度が引き下げられ、就業できる職種も大幅に拡大しております。このことは、今まで仕事につきたいと希望しておられた障害者の方も、受け皿がないということだけでなく、大いに希望の持てる状況となってきたということですが、障害の程度に応じてどのような仕事ができるのかと、障害者の方々は求人を見てもなかなか応募をする勇気が出てこない。こういうことから、福祉的な就労施設に在籍しておられるのが現状でもございます。国では、障害者の方々の一般就労の支援のためにトライアル雇用、ジョブコーチ制度などを進めておられますし、滋賀県でも滋賀県庁で毎年5名の障害者の方々を11カ月間就労体験というようなものをしていただきまして、福祉就労から一般就労へと結び付けようと、県の単独事業でございしますが、3年間実施されておりますし、この事業につきましては来年度も継続しようという思いを聞かせていただいております。この県の取り組みは、障害者の方に個別の指導員は付けておられませんが、同じ職場で働く同世代の職員と一緒に行動することにより、障害者の方々の暮らしや行動、職場での問題など、障害者福祉に対する理解が深まるなど、職員への啓発効果も上げているということでございます。障害者雇用の非常に厳しい中でございますので、野洲市においてもこのような施策をご検討いただきまして、市内企業への雇用促進につなげていただきたいと思いますと考えますが、意見を求めていきたいと思っております。

また、最後にご回答いただきました策定中の就労支援計画は、湖南広域で取り組まれていると考えておりますが、中間取りまとめ等、現在発表できる内容がありましたらご報告いただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 藤村議員の再度のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の、今後の障害者対策の中でユニバーサルデザインの視点に立った取り組みをどのようにしていくのかというご質問でございますが、私どもの方で、旧両町でございますけれども、それぞれ障害者計画を立てております。それは平成12年でございますが、その時点での障害者福祉計画の視点というのは、いわゆるノーマライゼーション、障害者が地域の中で平等に生きていくという視点、それから2点目がリハビリテーションという視点を持ちまして、この障害者福祉計画を策定いたしました。こういう経過から、今藤村議員のご質問がございましたように、新しいユニバーサルデザイン、誰もが生活しやすい方向を考えていく、障害のある人もない人もすべての人が利用しやすいという点でのまちづくりというご提案がございました。そういう意味で、私どものこの障害者福祉計画を今後取り組んでいく計画をしておりますので、この計画の中にいわゆるユニバーサルデザインの視点を持って取り組んでいきたいと考えております。

それから、3点目の障害者の就労の問題でございますが、この点につきましては、先ほど県の障害者就労実習支援事業、このようなこともご説明がございました。やはり今後の新しい障害者対策は就労を確保していくということが大きな柱であるというふうに認識をしております。そういう意味で、6月の議会に藤村議員のご指摘がございましたように、視覚障害を持たれる方たちと事業所の交流という点につきましても、今年度実施をしてその啓発に努めている状況でございますので、行政としてどこまでできるかという大きな点もございませけれども、身近なところで少しずつでも前進に、いろいろな工夫をしながら努めてまいりたいと思っております。県の事業につきましては私どもも聞いておりますし、実際参加をしている方にもお話を聞いております。この点につきましても、今後の市の取り組みの課題かなというふうに認識をしております。

それから、湖南地区の就労支援計画でございますけれども、この点については今これから最終的なまとめに入るところで、具体的な点につきましては今しばらくお待ちいただきたいというふうに思っております。

2点目のご質問の障害者の災害時の安全対策については、総務部長の方からお答えをさせていただきます。

以上、お答えをいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 藤村議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども総括質疑の中でご質問が出たわけでございますけれども、今回地域防災計画を見直すという作業がございます。そういう中で、当然議員がご指摘されました子どもや高齢者、障害者など災害弱者に視点を置いて防災計画を策定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、先ほどもお答えしましたように、やはりこれから災害に対しては地域と行政の連携というのが一つの大きなキーワードになってきます。そういう中で自主防災組織の育成が大きな課題だと、またそれが地域で守り、助け合うということにつながっていくと思っておりますので、その辺も重点を置きながら策定を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 藤村議員。

1番（藤村洋二君） 今日の一つの方向ということをお聞かせいただくということで、これ以上は深く追求をいたしません。いずれにいたしましてもユニバーサルデザインのまちづくりという方向を障害者福祉計画でまとめていただくという力強い言葉をいただきまして、安心をしております。市長の施政方針演説の中で、（仮称）まちづくり基本条例というのがございます。このまちづくり基本条例を制定するにあたりまして、条例検討の審議会には障害者の代表の方をぜひメンバーとして入れていただきたいと思っておりますが、この点についてお伺いして、最後の質問とします。

議長（秦 眞治君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） それでは、藤村議員の再々質問にお答えいたしたいと思っております。

まちづくり基本条例策定にあたりまして、検討委員会に障害者をというご意見、ご質問でございますけれども、まちづくり基本条例の進め方につきましては、これから取りかかることですので、まだ具体的に決まったことはございませんけれども、条例は運営の理念、目標を明確にし、本市の目指すべき将来像を示すと共に、それを実現するためのまちづくりの基本などを定め、市民と行政が一体となって総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために、自治の担い手の役割と責務を定めるものとなると考えておりますので、多くの市民の皆さんが関わりご意見等をお聞きすることが大切だと、このように思っておりますので、ただいまのことにつきましては、ご意見として受けとめておきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第3号、第6番 梶山幾世君。

6番（梶山幾世君） 6番、梶山幾世でございます。

私は12月野洲市議会定例会において、次の3件の質問をいたします。

まずはじめに、景観を考えたまちづくりについてお伺いいたします。10月1日、野洲市が誕生して早くも2カ月余が経過し、住民の皆さんも市の誕生と共に心新たに出発をと、胸をわくわくさせながら新市のまちづくりに希望を抱かれているところです。

本市は野洲川、琵琶湖、三上山、田園などの自然と景観に恵まれたまちであります。こうした先代から受け継いだ野洲市の景観は次世代へと守り、育てていかなければなりません。このたび、美しい景観や豊かな緑あふれるまちづくりを促進する景観緑三法が一部の地域を除き12月17日から施行されます。三法の内容は、1、景観法、2、景観法関連法、3、都市緑地保全等改正法です。景観緑三法は、今日まで景観を整備保全するための条例を制定した自治体の取り組みを応援する制度を導入すると共に、関連する予算、税制面からの支援を拡充し、国は観光立国の実現や地方都市の再生、ヒートアイランド現象の緩和などを目指すとしています。

そこで、本市においてもこの制度を活用し、条例の制定等、美しい景観のまちへと積極的な取り組みを願うものです。景観を害している一つに、電柱の電線があります。国はこの地中埋設化におきましても、予算を組み全国的に今取り組まれております。本市におきましても、電線の地中埋設化をできるところから積極的に進めてはと考えます。

次に、自分たちの住む地域に関心を持ち、自信と誇りを持てる地域にと、自慢できる景観を応募して大賞を決める、(仮称)地域一番景観大賞の創設等、市民の景観まちづくりへの意識を高めてはと考えます。以上の点について当局の見解をお伺いいたします。

次に、介護予防、生きがい対策についてお伺いいたします。介護保険は2000年4月の制度発足以来、次第に評価を高め、国民の間に定着してきましたが、その一方で要介護者が急増し、制度の持続可能性が危ぶまれているところです。厚生労働省の推計では、現行制度のまま推移した場合、65歳以上の高齢者が負担する第1号保険料は現在の月全国平均3,292円から、2012年から14年には月6,000円にはね上がり、このままでは保険制度も高齢者の生活も行き詰まることになり、まさに介護予防は国民の大きな課題となっております。

そうした中、本市においても、寝たきりゼロを目指し元気な高齢者をふやそうと、ほほえみやす21健康プランも作成され、さまざまな取り組みを展開していただいておりますが、その一環として、フリーピンポンの普及をしてはと思います。このフリーピンポンは19

97年野洲市在住の方が考案され、健康で長生きを合い言葉に、ラリーの回数を楽しむ心のニュースポーツです。卓球ルールに基づき、スポンジボールを卓球の1.5倍のラケットで打ち返す競技で、通常の卓球とは違い、スマッシュ等で勝負を決めるのではなく、相手が打ち返しやすく打っていくという思いやりの心、心と心のコミュニケーションを大切にした競技となっており、4人1組で何回続けられるかを競うものです。私も2回ほど参加させていただきましたが、相手を思いやる心が養われ、楽しみながら運動できるよいスポーツだと実感いたしました。昨年7月に商標登録され、現在野洲市と近江八幡市の2カ所で開催されておりますが、子どもたちから障害者等、誰でも気楽に楽しめるこのフリーピンポンを、高齢者の生きがい対策として野洲市内に普及してはと考えます。

また、介護予防施策として質問してまいりましたパワーリハビリの進捗状況とあわせて、当局の見解をお伺いいたします。

最後に、旧市営住宅の環境整備についてお伺いいたします。2000年11月、交通バリアフリー法が施行され、本市においてもJR野洲駅構内のエレベーターの設置をはじめ、ボランティアセンター、新庁舎も整備され、また新規市営住宅の建設、総合センターの改築に伴い、エレベーターの設置計画が進められ、住民の皆さんには大変喜ばれているところです。そうした中、旧市営住宅においては、建物の構造からエレベーターの設置はできないとのことで、建て替えの見通しもなく、現在居住の方々は大変不安を抱かれています。高齢化が進む中、元気で入居された方も足腰が弱くなり、階段の昇降が難しく、外出する気になれないと嘆いておられる方もあります。外壁も汚くなっており、景観にも影響しております。市営住宅の環境整備が急がれます。居住者の方々が快適な生活を営むために、少しでも昇降できやすいように階段に手すりの設置をすべきではないでしょうか。また、安全と快適に過ごすために、外壁の整備が不可決と考えます。当局の見解をお伺いいたします。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） それでは、梶山議員のご質問のうち、私の方からは1つ目と3つ目についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1つ目の景観を考えたまちづくりについてであります。景観法は都市、農村、漁村等における良好な景観の継承を図るため、良好な景観の継承に関する基本理念及び責務を定めると共に、景観計画の策定、景観計画推進、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行うといったことを趣旨としてできた法律で

あります。その内容につきましては、議員ご教示のとおりであり、法の枠組みの中には5項目からなる基本理念や地方公共団体、住民等の責務があります。景観法の活用においては、まず景観計画区域やその区域でさらに景観地区を指定するなど、景観計画を作成する必要がありますし、またその場合にはやはり行政、住民などが協議を行う場として景観協議会的な組織の設置が不可欠であります。

さて、1点目のご質問の景観を害している電線の地中埋設化計画についてであります。まず今日までの取り組みについては、昭和61年から始まる電線類の地中化計画があり、当初は大きい都市を優先して実施されてきたところであります。近年においては地域の活性化、環境改善の要請、生活空間の拡大、また景観の観点からも地中化が要請されていることから、平成11年に新たに新電線類地中化計画がなされており、地中化対象の考え方としては、比較的大規模な商業地域やオフィス街、駅前周辺地域、また景観のすぐれた地域が対象となっています。また、箇所の選定については、必要性和整備効果等が大きなポイントとなってまいります。本市の現状を考えますと、本市の中ではすぐに地中化というのは対象としても難しく、費用面も大きな負担となる可能性があります。このようなことから、電線地中化に関しては今後景観法の中での電線共同溝法等を含めまして、関係機関や県と協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の自分たちの住む地域に関心を持ち、自信と誇りの持てる地域と自慢できる景観を応募して大賞を決める(仮称)地域一番景観大賞の創設についてであります。景観法に基づく景観計画作成時には、どこを景観地区に指定するかということがありますので、選定する地区の候補を募集する場合に、応募地区に大賞をつけるということは、応募に対して魅力を与えることから有効な手段の一つであると考えられますので、計画を協議する段階での参考にさせていただきたいと思っております。景観計画策定につきましては、今後場合によっては広域に指定することも考えられますので、近隣との整合を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の旧市営住宅の環境整備についてであります。まず昇降しやすい階段の手すりの設置につきましては、平成元年度に建築された小篠原団地と昭和44年度から48年度に建築された永原第2団地については、議員ご指摘のとおり階段に手すりがないことから、高齢者が安心して快適な生活を送ることができる環境が整えられておらず、階段の上り降りに大変苦労されておられることは当方も承知をしておりますので、小篠原団地と永原第2団地の階段の整備については、現地調査をいたしまして設置が可能かどうかを

検討させていただいて対処してまいりたいと考えております。

次に、2点目の外壁改修につきましては、漏水を防いだり美観を保つため年次計画を立て、平成11年度には1号棟、平成12年度には2号棟を実施いたしました。3号棟と4号棟はご指摘のとおりまだ未改修となっております。この3号棟と4号棟については、平成15年3月に策定されました野洲町公営住宅ストック総合活用計画の中で、平成19、20年度で3号棟、平成23年度で4号棟の外壁の改修を実施する計画でありますので、ご理解をお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、次に2点目の介護予防、生きがい対策についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご質問のとおり、平成12年4月から出発をしました介護保険制度も、市民の中に定着しつつあります。しかし、高齢化の進展に伴い介護が必要な高齢者が年々増加の一途をたどっております。本市における介護保険認定者数の推移ですが、平成12年度では両町で計696人、本年4月末では両町で1,159人に増加し、約1.7倍になっております。このような中、本市では住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができる介護保険サービスの充実と高齢者の健康増進、介護予防事業に取り組んでまいりました。

ご質問のフリーピンポンにつきましては、お年寄りでも気軽に楽しめるスポーツとして、新聞やテレビでも報道されております。軽スポーツを楽しむことは介護予防にも効果的であると認識をしております。本市においても介護予防事業の一つとして検討していきたいと考えております。なお、パワーリハビリテーションの進捗状況につきましては、現在実施に向けて検討をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 梶山議員、どうですか。

6番（梶山幾世君） それでは再質問をさせていただきます。

まず景観を考えたまちづくりにおきましては、答弁の中で景観法に基づいて電線の地中化も組み入れていくということですので、ぜひそういう方向で積極的な取り組みをしていただきたいと思います。また、いろいろの住民参加のまちづくり、先ほど提案いたしました地域一番景観大賞、これは仮称ですけれども、これからのまちづくりは住民の意識が高くなければいけないことが非常に多いですので、一人でも多くの方が新しくなりました新

市へのまちづくり全体もそうですけれども、特に絞っていきますと、景観、本当に美しいまちづくり、誰もが行ってみたい、住んで本当に気持ちのよかった、行ってみたいというまちづくりにしていくということが最も今大きな課題として重要ではないかと思います。その一つにこういう方法を用いたらどうかということで質問させていただきました。参考にしていくということですので、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

この景観法ができたことで、いろんな方が評価されておりますが、最近目にした新聞では、東京農業大学の進士五十八学長という方がかなりいろんな分析をされた中でこのように評価されておりました。法律の対象地域を全国土に及ぼしたことは画期的である。昔は建設省は都市地域だけ、農山村地域は農林水産省だけという発想だった。景観にはビルも道路も公園も河川も並木も商店街もすべて含まれているということで、公共だけではなく市民、企業の参加なくして美しい景観は生まれないと、このようにおっしゃっております。また、景観法によってこれまでばらばらだったまちづくり全体の質が上がるということと、市民の目、風景の目で環境やまちづくりを考える法律である。これまでは景観の認識が低く、景観は感覚的なものと思う人が多い中、景観形成にも原理原則があることを示し、法的な枠組みをつくった功績は非常に大きい等々と評価されておりました。今、野洲市全体を見ていまして、確かに自然豊かで三上山、湖、野洲川と非常に部分、部分には象徴的なものがありますけれども、そこをつなぐ、まち全体をとらえると本当に私たちが歩いて楽しめるまちなのかというところまでは行っていないと思います。花がたくさんあるわけでもありませんし、緑も枯れかけているところもありますし、草がぼうぼうと、一斉掃除のときはきれいになりますけれども、しばらく日にちが経つと草が出て、そういうきれいになった景観も失っているという状況を私も歩きながら、車を走らせながら感じている一人でございます。そうした中で、今回野洲市が誕生したことによって、さまざまなまちづくり計画が立てられると思いますが、この景観法ができたことによって、本当に野洲市が変わったと市民の方々が実感してわかるような取り組みを、積極的にこれから取り組んでいただきたいというふうに思います。

ここで1点だけ質問しておきますけれども、そういった景観に対する取り組み、今景観を害している電柱につきましては、先ほど景観法ができて取り組むと言っていたかもしれませんが、そういうお金がかからなくても美しくできる方法は幾らでもあると思うのですね。新市になってのまちづくり計画の中での景観に対するまちづくりの、今できることの考えを再度お答えいただきたいと思います。

それから、次に介護予防、生きがい対策について、今答弁ではフリーピンポンの普及については介護予防として検討していきたい、介護予防施策の一つとして検討していきたいということでご答弁をいただきましたが、具体的に今後計画していただいていることがあるようでしたら、具体的な内容をぜひ聞かせていただきたいと思います。

また、パワーリハビリにつきましては、積極的に取り組みをしているということで答弁いただきましたので、必ず実現していただけると確信しておりますが、つい最近目にした記事で、神奈川県のカ崎市が医療用トレーニングマシンを使って筋肉の動きを回復し、生活機能を向上させる事業を展開しているということで、2002年1月から2003年7月までの間に要支援、要介護3の54人が参加して、全体では42人が要介護度を改善したという記事が載っております。また、要支援と要介護1に限ると、32人が参加し、22人が要介護度を改善された。また17人が要介護状態を脱し非該当になった。非該当率は53.1%ということで、非常に軽度者のパワーリハビリが非常に効果があるということを出ておまして、他にも各地でも取り組まれておりますので、ぜひ野洲市でも実現していただきたいと思います。

それから、最後の旧市営住宅の環境整備につきましては、非常に居住者の方々の思いをくまれて検討しているということですので、なるべく早く階段の手すりは実現していただきたいと思います。それと、外壁の改修が2棟遅れているわけですが、非常に間隔があき過ぎて、今外壁をしていない居住者の方々が不平不満を抱かれております。ただいまの答弁ですと、平成19年、20年までできないということですが、もう少し早く取り組むことはできないのかどうか、再度質問させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 梶山議員の再度のご質問にお答えをいたします。

具体的に介護予防の生きがい対策の中で、どのような形で取り入れていくのかというふうなご質問でございますけれども、現在私どもの方もシニアスクールという形でニュースポーツ教室を開催しております。このニュースポーツの項目でございますが、囲碁ボール、スマイルボウリング、ペタンクと、この3種類のニュースポーツを開催しておまして、1教室当たり約10名ぐらいの参加を得ております。こういうふうなニュースポーツの教室の中にご質問のフリーピンポンが参加できるかどうかという点で検討をしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 梶山議員さんの再度のご質問でございますが、まず景観事業の具体的な取り組みはどうかということでございますが、これにつきましては現在も市内の各自治会において、まだ少数ではありますが、近隣景観形成地区の指定を受けまして緑化事業、それから住民の清掃等に努めていただきまして、景観の形成に役立っているところがありますので、こういう事業等も進めていきたいと思っております。

また、新市まちづくり計画の主要施策の一つに美しい風土を守り育てるまちというのがございます、その中の一つに美しい景観の保全と創造というのがあります。今後こういう取り組みを積極的にやっていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、住宅の外壁の改修ですが、ご指摘のとおり少し時間がかかるということでございますが、今度改めて野洲市の公営住宅ストック総合活用計画、来年度に策定予定をしておりますので、その中で少しでも早く決まるようにできないか検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 梶山議員。

6番（梶山幾世君） それでは最後に、先ほどの介護予防のフリーピンポンにつきましては、シニアスクールの方で検討していただけたということですので、ぜひ開催できるようにしていただきたいと思っております。私も参加した中で、守山の自治会の方とか小さなグループの方とか、また試合に出られた八幡の方とか、さまざまな方がお見えになって一緒にされておりましたけれども、卓球台が、お金がないから机を2つ並べてやっているのだという方もおられましたけれども、非常に思いやりの精神が養われて参加をまだ口コミで十分流れていないのでこれから広めていきたいということもおっしゃっていただきましたけれども、私もこのシニアスクールでしていただいた後、また身近な自治会等ででも取り組めるように働きかけていただければ、身近なスポーツとして楽しめるのではないかとこのように思っておりますので、ぜひお願いいたします。

それと、市営住宅の外壁につきましては、再度公営住宅ストック事業で考えるということですので、平成19年では非常に遅いと思っておりますので、まだ平成16年度、来年、再来年、まだ向こうになりますので、なるべく早くできるような取り組みをぜひお願いしたいと思います。

景観を考えたまちづくりについてなのですが、私も今年総務の常任委員会で長野県の小布施町というところに、景観が非常にきれいで取り組んでいらっしゃるということを見てまいりました。よくご存知の方もいるかと思いますが、ここは地元にあった葛飾北斎の作品を集めた北斎館の開館、また地場産業の栗菓子屋が民芸風の店舗を出したことがきっかけとなって、観光客をかなり集めるようになって、今非常に活性化している。それに合わせて、景観事業にも条例をつくって取り組まれて、私もこのまちに入った途端に、非常に美しいまちだと、本当にずっとあっちこっち歩いていたいまちだということを実感として帰ってまいりました。さまざま学習して帰ってきたわけですが、そこではやはり市民と行政と企業が一体となって、皆が言わなくても積極的にきれいなまちにしようという意欲が高まり、企業の方々も景観に対してはお金を出すことは惜しまないということで、非常に貢献されてきたということもお伺いいたしました。

また、その中で景観を害するものは全部取っ払っていこうということで、コンクリートを使って門構えとかしておられるところはそれも全部、コンクリートの外壁は取って垣根にしていこうと。垣根にするのにお金がかかるから、それは行政が補助金を出しましょうというふうに、そういう方向でいけるように話されておりました。また、家を建てる場合は駐車場が家の目の前にあるとやはり景観を損なうので、駐車場は見えないところに持っていきましょうとか、さまざまな工夫がされて非常に歩いていても気持ちのいいまちとなっております。私もこのようなまちに野洲市もなればいいなという思いで帰ってきた一人でございます。

いずれにいたしましても、このまちづくりにおきましては、行政だけでも、また議員の力でも、また市民だけの力でもいいまちづくりはできないと思います。野洲市に住んでいるすべての人たちが、この市民の景観づくりへの意識を高め、自分のまちにプライドを持っていけば愛着も高まるでしょうし、また経済や景気もよくなり、自然と観光も盛んになってくると思います。そういう面では、野洲市の景観づくりはこれからまちづくりの一環として非常に大切になってきます。また、国の方も歩いて暮らせるまちづくりということで、予算化して全国的にそういうまちにしていこうということで展開をしておりますので、野洲市もどこを歩いても気持ちがいい、野洲駅から三上山へ行く道中も楽しめる、歩いても楽しい、上っても楽しい、また琵琶湖に行くのにも野洲市の駅から琵琶湖の方に歩いていく道中、非常に景観がきれいで美しいという眺めを満足しながら琵琶湖の方に歩いていけるような、そういったまちにしていきたいと考えます。どうか積極的な取り組みを今後

共よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。 1時から再開いたします。

（午前 11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4号、第7番 三和郁子君。

7番（三和郁子君） まず台風によります風水害、そして地震災害に遭われました被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、新市発足、新市長の就任、そして施政方針の提示と、いよいよ未経験の市制へと船出したメモリアルイヤーとなりました。住民本位の予算執行、住民本位のサービス創出に徹した理念のもと、市長をはじめ職員の皆さん、そして議員、この三者の好ましい連携において、新市発展のため貢献できることを願いつつ、4テーマについて質問をさせていただきます。

1件目、新市平成17年度当初予算編成について。

バブル崩壊後、3回目の景気回復期と言われる日本経済も、最近の景気は明らかな踊り場であり、好ましい景況感はありません。不安定な世界情勢、また中国の圧倒的石油需要など、思惑絡みの原油高、さらに円高傾向と、経済動向の見極めはさらに難しくなっております。

旧野洲町では、14年度半ばに財政非常事態宣言、それを受けて財政再建団体への転落を避けるべく、15年度初頭より財政構造改善計画の実践最中にあり、十分な成果を得るに至っておりません。この意味からも、財政構造改善計画の推進は、合併によりその必要性がさらに高まったと認識しなくてはなりません。

このような経済情勢の中、実質的に新市初年度と言える平成17年度当初予算構築作業が行われているものと考えております。近年緊縮予算が叫ばれる中での予算編成は、結果的に緊縮規模を達成されてきたとは評価できません。特に旧野洲町の場合、過去の予実対比において、110%を上回る膨張決算となっており、予算構築時の精査において厳しさが不十分、あるいは補正により事業を遂行する安易さがあつたのではないかとの懸念がありました。では、このような観点から17年度当初予算構築にあたって若干の質問をさせていただきます。

第1点、市制になることによる自治制度面から見た根本的な財政構造の変化や差異があるのか、及び平成17年度予算構築上、考え方において配慮すべきことが生じるのか。

第2点、予算構築において、財政的合併効果をどのような形で具現化することになるのか。効果の中に節減や合理化効果があるはずですが。具体的事象及びその概算額について、必ず言及を求めておきます。

第3点、17年度予算編成に関わる個人及び法人税収の見通し及び近未来の税収展望について。今回に限り旧野洲町、旧中主町の判別ができる形でお出し下さい。

第4点、17年度一般会計当初予算の適正規模について伺います。

第5点、17年度予算構築にあたっては、合併特例債の財源化があると考えられ、通常時予算と少し見方が変わる要素があります。継続的な取り組みとなる財政構造改善計画の中において、公債費抑制に係る起債依存度や公債費比率の目標数値の設定など、特例債財源を改善計画の中でどのように扱っていくのか、基本的な考えを伺います。

第6点、基金の運用について。

第7点、実質初の新市予算編成です。市民にどれだけためになるのかの視点を明記の上、しっかり予算構築願いたいわけですが、市長の予算にかける施策への思いを伺います。

2件目、高齢者福祉施策について。副題、思い出ふれあい事業、回想法でいきいき元気。介護保険事業の保険料給付は、何らかの抑制作用が働かない限り、逼迫の度合いが増し、破綻する気配さえ見えており、次善の策を講じなければならないことが必須となっております。一方、地方自治体の介護保険事業収支バランスは、支援や介護を必要とする人をどれだけ抑えることができるかにかかっており、行政施策のかじ取り次第では、保険料納付額において、他の自治体に比較し、高負担を住民に課することとなります。周知のとおり、野洲市では、寝たきりゼロ施策を掲げ、種々のメニューや方策が推進されております。この施策の趣旨は、健康で自立した生活が営め、支援レベルに到達する年齢を遅らせ、かつ支援や介護レベルの期間をいかに短くするかの一点にあります。そのことにより、保険料給付の抑制効果が期待されるところであり、介護保険事業の健全な運営のため、さらなる有効施策の打ち出しが望まれるところかと考えます。

私は、野洲市のそのメニューの一つに、脳に心理的アプローチを与えることにより、脳を活性化させる回想法を福祉事業に取り入れることの提言をさせていただきます。回想法は、かつて自身が体験したこと、写真や生活用具など、過去のことについて思いをめぐらせたり、語り合ったりする心理的アプローチにより脳を活性化させる手法、すなわち高齢者の回想

に伴う思いを共感しながら傾聴し、その思いを今と未来に生かす援助技術と定義されるものです。NHKでの事例紹介にもあるごとく、その効果は全国的にも注目されつつあり、推進が試みられています。私も回想法の推進自治体で研修させていただきましたが、高齢者の方の生き生きとした会話や表情を目の当たりにして、その効果が実感できました。皆さんの中にも、このごろ昔の話をよくするようになったなど実感されている人もおられるのではないのでしょうか。このようなときは、きっとご自身の脳も活性化し、生き生きとしておられるはずです。このことが脳を活性化させる回想法の原点と考えれば理解しやすいのではないのでしょうか。なお、この回想法を単なる援助技術としての位置付けだけでなく、将来に受け継ぐべき昔の文化、出来事、技術など、諸要素の伝承施策、また学校教育の現場や適切な公共施設で、これらの要素の語り部としてお年寄りに活躍していただくなど、二次的効用も大いに期待できるかと考えます。ちなみに、研修させていただいた愛知県師勝町は、回想法を介護予防、痴呆防止を図る保健福祉活動として、14年度から先駆的に導入し、師勝町回想法センターを拠点に、事業定着と回想法の普及を目指し積極的に事業展開し、その成果が顕在化しつつあることで注目されております。以上の観点から、質問をいたします。

第1点、寝たきりゼロ施策と統計数値的データに基づくその効果、実績について伺います。

第2点、介護保険制度発足00年から04年、おのおの4月時点での要支援、要介護、介護度1から5区分ごとの人数統計推移とその推移に関する野洲市の所見及び全国統計推移との対比における所見を伺います。

第3点、回想法の福祉施策への導入を提言いたしますが、お考えを伺います。

3件目、新市の教育及び市政改革について。副題、学校教育の質的向上及び推進途上施策の17年度の取り組み。

学校教育について伺います。

第1点、野洲市の少人数学級の取り組み現状は鋭意努力願っているところですが、市長の施政方針やテレビインタビューで、少人数学級への並み並みならぬ取り組み意欲がうかがえます。しかし、具体的な姿が見えておりません。どのような構想か、また17年度の具体的取り組みについて伺います。なお、11月20日のテレビインタビューで、中学校低学年での取り組みについて表明がありましたが、具体的な構想について言及を求めます。

第2点、野洲市（ただし旧野洲町）の不登校率は、全国的に見て極めて憂慮される状況

にあることは共通の認識にあります。教育長としても最重要課題と位置付けの上対処するとの考えを9月議会で発言されておられます。17年度の対応について、実行レベルの具体的所見を伺います。なお、旧中主町の不登校現状について不登校率、不登校態様など、数値を明示の上、所見の言及も求めます。

第3点、補助金改革に伴い、義務教育費国庫負担金が05年度に暫定措置として4,250億円を減額し、税源移譲予定交付金として地方に渡される決定がされました。税収規模により従来为国庫負担額より少なくなる自治体が圧倒的に多いという見方があるようです。野洲市の場合どのようになるのか、その増減について見解を伺います。

次に、施政方針に関連して、行財政改革について伺います。

旧野洲町では、財政非常事態宣言を受け、15年3月に抜本的な構造改善計画を策定し、財政構造改善を約束されました。また、14年を初年度として、住民の皆さんにとってだけのためにになったかの視点で評価できる行政評価システムの導入による行政改革を約束されました。しかし、両施策とも現段階では目標とする進捗、成果が十分得られていないのが現状であり、推進途上にあるとの共通認識だと思っております。このような観点から、財政構造改善に関して伺います。

第1点、合併に伴い16年4月から9月をもって旧野洲町の単独予算・決算は終わりとなります。そこで、旧野洲町での推進中であった財政構造改善計画のすべての改善項目について、進捗、成果の総括をお伺いいたします。なお、この3月議会の回答で具体的、かつしっかりお答え願っているところや確定数字がありますので、その後変化や変更が伴っていなければ、その部分についてはその旨告げていただき割愛していただいて結構です。ただし、すべての項目について達成度評価、A90%以上、B70%以上、C50%以上、D50%以下を明確に示していただくことを求めておきます。

第2点、3月議会で財政構造改善計画推進について、地方分権型への転換が図られているとき、地方の自主自立には財政構造改善を避けて通れない大変重要な課題として位置付けており、両町の計画をすり合わせの上、改善計画をつくり、合併後も引き続き推進するとの見解を伺っております。しかし、11月17日に示された市長の施政方針には、財政構造改善に関する考えや意思をうかがい知ることができません。新市での財政構造改善計画の位置付け、及び17年度初頭に示されるはずの財政構造改善計画策定にあたっての所見を伺います。

4件目、新市の防災システムについて。副題、旧中主町の避難施設の現状と避難施設(学

校)の耐震改善計画...その検証をさせていただきます。

旧野洲町の9月議会で、風水害及び地震災害に対する防災システムの整備及び避難施設の現状と課題について質問いたしました。総合的な整備は新市発足後市で検討、整備あるいは広域での検討、整備を待たなければならないなど、課題があるとの所見を伺いました。今年は大変強い数多くの台風が日本をねらい撃ちしたように来襲、またその被害は日本を縦断するように広域にわたって未曾有の災害をこうむる結果となりました。気象庁電子図書による日本の南方の太平洋の海面水温は、30年前に比較し、29以上の温度域が著しく拡大し、さらにここ十数年前から30以上の温度域が顕著に現れ、その面積も明らかに拡大しています。台風は、高い気温域で海水温度の上昇により海水が蒸発した高温多湿の空気を巻き込みながら上昇気流が発生し、低気圧と雲を発生させます。その低気圧に気流が回りから流れ込み、北半球特有の反時計回りの渦巻きが成長しながら北上し、強い風雨を伴った台風として日本に到達します。台風は海水温度が25程度までは発達することであり、今年も近年の傾向にも増して、関東以西の太平洋沿岸まで海水温度が高く発達し続けたことにより、風雨共に例を見ない強い台風になったと言われていています。

この地球規模の気象状況は、今年が特異なものではなく、定常化してきているとも言えます。また、地震に至っては予測・予知の外にあった場所での強烈な直下型地震によるものでありました。いずれも100年に一度の風水害とか、予測の及ばなかった地震災害であったかもしれませんが、来年は野洲市で風水害や地震災害が起きているかもしれません。住民の生命と財産を守るため、被災を前提に備えることは可能であり、またできるだけ早いタイミングで備えなければなりません。この観点から引き続き検証させていただきます。

第1点、9月議会で野洲川及び日野川浸水想定、広域防災体制などの未整備について、早急にあるいは調整、検討しますとの発言があります。民間では早急、調整、検討という言葉には必ず納期が問われます。広域的ハザードマップ策定の作業納期の明示を求めます。

第2点、家棟川の浸水想定及びハザードマップ作成の必要性について見解を求めます。

第3点、旧中主町における指定避難施設について2点伺います。

1、指定施設の数を含む詳細、及び指定公共施設別の耐震レベルを伺います。

2、耐震不適合施設があればどのような手順、タイムスケジュールで改善するのか伺います。

第4点、旧野洲町の避難施設27カ所のうち、昭和56年6月制定の新建築基準に9施設が不適合であり、耐震改善は学校施設4校から順次改修工事を進めると示されました。

祇王小学校については、9月議会、鈴木議員の当該校新築に関する質問において、耐震改善を含む将来的な学校構想が示されたことも踏まえ、2項について伺います。

1、9月時点で実施しておられた祇王小学校の耐震診断の進捗状況、完了時期及び完了しているのであればその結果について伺います。

2、祇王小学校の耐震補強工事及び残る3校の耐震診断補強工事などのタイムスケジュールを伺います。

第5点、野洲川浸水想定では、旧野洲町より中主町は1メートル以上、特に5メートル以上の浸水想定域が広く想定されています。避難施設での二次災害の危険性は排除されているのか、所見を求めます。

第6点、災害発生時の非常用食料、水など常備品目、数量及び設置場所について、新市の状況を伺います。なお、設置場所については耐震、水没など、課題の有無についての所見も言及を求めます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 何か声と鼻が調子が悪うございますので、声が十分に出ないかわかりませんが、力いっぱいお答えをさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思えます。

三和議員の新市平成17年度の当初予算の編成についてのご質問にお答えを申し上げますが、まず第1点目の市制施行に係る制度面での影響についてでございますが、これは、例えば社会福祉分野におきましては、市になりますと福祉事務所の設置が義務付けられておりますことから、直接総合的な福祉施策を展開することになります。強いて申し上げるならば、これらの権限移譲に係る負担が財政的には大きな影響と言えますが、現行制度におきましては、基本的には交付税算入されることとなっておりますので、平成17年度予算編成においては、制度上緊急的な配慮をすべき点は特にないと考えております。

2点目の財政上の合併効果についてでございますが、合併協議会の中でもお示しをいたしましたように、短期的には特別職の数が半減いたしましたことから、約4,300万円の縮減となっており、またご承知のとおり、1年後には議員定数が24になることから、さらに縮減が見込まれることとなります。また、長期的な視点では、スケールメリットによる人件費の削減でございます。これは事務の効率化による諸費の削減などが見込まれますが、短期的には事務の一元化等によって臨時的なコストがかかることから、一時的に経費が膨らんでくる部分もあることをご理解いただきたいと思えます。

次に、3点目の平成17年度の税収見通しで、旧中主町及び旧野洲町別にこの件でございますが、現在新年度予算の見積もり中でございますので、大まかな傾向ということでお答えをさせていただきたいと思っております。国の景気判断は回復基調にあるとのことですが、経営改善対策として企業が行っている人件費抑制により、個人所得の減少に歯どめがかからず、個人市民税は配偶者特別控除の上乗せの廃止及び配偶者の均等割負担による若干の増収が見込まれる程度でございます。法人税にあっては、特に滋賀県特有の現象として生産現場の工場立地が多いため、法人の中核部を多く抱える東京などの大都市のように税収の回復は期待できませんので、当初予算で約4億円の減収を見込んでおります。固定資産税においては、引き続き土地の下落傾向及び法人による設備投資の鈍化が見込まれることから、特に償却資産税を含んで1億6,000万円程度減収の見込みであります。たばこ消費税は横ばいで、唯一の堅調なる伸びを期待しているのは軽自動車のみという厳しい状況でございます。

次に、4点目の平成17年度一般会計当初予算の適正規模についてでございますが、今後の景気動向や三位一体改革の影響等の不確定要素はあるものの、新市まちづくり計画でもお示しをいたしましたように、180億円程度を目処に調製をしてみたいと思っております。

5点目の旧野洲町で策定をいたしました財政構造改善計画や旧中主町の財政構造改革プランとの関わりの中で、合併特例債の取り扱いについてでございますが、基本的には通常債に上乗せする形ではなく、できるだけ通常債と振り替える形で特例債を発行することによりまして、起債依存度を抑制してみたいと考えております。また、公債費比率への影響につきましても、元利償還金が交付税参入される特例債は通常債よりその影響が少ないために、過剰な依存をしない限り目標数値への影響はないものと考えます。

次に、6点目の基金の運用についてでございますが、公共施設等整備基金や地域福祉基金など、特定目的基金につきましては、それぞれの目的に沿って運用するものでございますが、特に用途が特定されない財政調整基金について申し上げるならば、景気動向による歳入の変動など、予算への直接的な影響を年度間調整するものであり、景気に影響されやすい法人市民税の歳入全体に占める割合が大きい本市におきましては、安定的な財政運営に欠かせない重要な役割を果たすものと考えております。基金の規模につきましては、過去の旧野洲町における税収の変動幅などから、最低でも10億円程度の規模は確保しておく必要があるのではないかと、こんなふうに考えております。

最後に、7点目の予算編成における施策の思いについてでございますが、いまだ不透明な景気動向や地方分権の推進など、地方財政にとって厳しい環境の中での予算編成ということもあり、基本的には歳入に見合った歳出の原則にのっとり予算編成を考えてまいりますが、一方で合併に伴う事務の一元化や新市まちづくり計画に位置付けられた行政課題などにつきましては、その緊急性や必要性を見極め、優先順位の高いものについては歳入の状況に照らしながら、積極的に予算化してまいりたいと考えております。そして、職員一人ひとりが創意と工夫を凝らし、限られた財源を本市にとって真に必要な事業に重点的かつ効率的に配分することにより、市民が未来に夢を託せるまちづくり、そして人権と環境と土台に生きる意味が実感できる社会づくりに資するよう、予算編成を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、前段終わります。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 三和議員の高齢者福祉施策の3点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の寝たきりゼロ施策とその効果についてですが、本市におきましても急激な高齢化に伴いまして、生活習慣病から寝たきり、痴呆など、介護を必要とする方々がふえております。こういったことから介護予防施策に重点的に取り組んでまいりました。取り組みの主な3点につきましては、1つ目は要介護者の早期発見と早期対応、2つ目はふれあいサロンや生きがい講座など、多様な介護予防事業の展開、3つ目は高齢者に係る関係機関や組織のネットワークづくりであります。

まず第1点目の早期発見、早期対応についてであります。旧野洲町は保健福祉による総合相談窓口を設置し、高齢者の要介護の相談に対応を早期にしていまいりました。また必要なサービスを早期に提供してまいりました。特に、初回相談を受けました旧野洲町の平成12年度と平成15年度の実績から効果を見ますと、初回相談件数では88人から187人と、2倍の増加になっております。次に、介護が必要になった年齢ですが、70歳以下では全体の17%から9%に減っております。また、80歳以上では46.8%から54.2%と増加をしており、介護が必要になった年齢が高くなっております。このことは、健康寿命が伸びていると考えております。

次に、要介護者の初回相談時の程度、自立度ですが、軽度の方が全体の35.1%から42.2%となっております。また、あわせて痴呆の程度でも軽度の方が56.8%から

64.3%と、いずれも軽度の時期から早く相談に来所される方が多くなっており、早期対応により介護の重度化が予防できると考えております。

2つ目の介護予防事業としまして、ふれあいサロン、転倒骨折予防教室、リハビリ事業、痴呆予防事業、食生活改善事業などを実施しております。特に、ふれあいサロンについての評価をしてみますと、利用者数では平成12年度の3,970人から平成15年度の4,670人と増加をしており、1人当たりの年間利用回数も6.3回から8.7回と増加傾向にあります。また、参加者の日常生活自立状況では、特に外出や参加意欲が高まったり、よくおしゃべりをし、よく笑うなど、表情が豊かになった人がふえてきております。

議員ご指摘の数的な評価についてですが、今後アンケートを実施するなど、客観的評価に取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の介護予防ネットワークづくりでは、保健福祉や高齢者に関わる地区組織、各種団体、行政等が協働し、介護予防のためのネットワーク体制を構築するため、介護予防連絡会議を開催しております。平成15年度には65歳以上の独居老人及び高齢者世帯を対象にあんしんネットワーク体制の構築に向けた聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえ、地域のネットワーク体制に今後取り組んでいく考えであります。

続きまして、2点目のご質問であります要支援、要介護認定者数の推移についての所見及び全国統計推移との対比における所見についてのご質問ですが、まず第1号被保険者の認定者数ですが、平成12年度では旧野洲町が472人、旧中主町が224人の計696人、平成13年度では旧野洲町528人、旧中主町274人の計802人、平成14年度では旧野洲町603人、旧中主町315人の計918人、平成15年度では旧野洲町709人、旧中主町の329人の計1,038人、平成16年4月では旧野洲町774人、旧中主町385人の計1,159人となっており、5年間で約1.7倍の増加になっております。増加率につきましては、全国の1.7倍と同様に推移をしております。

次に、平成12年度から平成16年度の5年間ににおける65歳以上人口の認定率の推移ですが、旧野洲町では平成12年度の10.2%から平成16年14.2%で4ポイントの増となっております。旧中主町では9.9%から15.3%と5.4ポイントの増となっております。全国では10.1%から15.2%で5.1ポイントの増であり、旧野洲町では全国平均より下回っており、旧中主町ではわずかではありますが上回っているという状況であります。

次に、介護認定者の介護度の重度、要介護4と5の推移を見てみますと、旧野洲町では

29.4%から29.3%で0.1ポイントの減、旧中主町では31.7%から29.9%で1.8ポイントの減となっております。全国平均では28.8%から24%で4.8ポイントの減となっており、寝たきりの重度の方が両町とも全国平均より高い割合となっております。さらに、平成15年度の認定審査を行いました1,345人の要介護度の変化を見てみますと、介護度が軽くなった者が旧野洲町では6.9%、旧中主町では7.3%、反対に介護度が重くなった者が旧野洲町では21.3%、旧中主町では26.1%となっており、このように旧両町いずれも要介護度が重度化する比率が軽度化する比率よりも高い状況にあります。このことは、加齢によるものもありますが、いずれも要介護認定者の介護の重症化予防や自立支援の視点の取り組みが重要であると考えます。したがって、介護サービスの提供機関と連携を図りながら、自立支援に向けた事業展開ができるよう協力をしてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の回想法の導入についてですが、回想法は昔懐かしい生活用具などを用いて、かつて自分が体験したことを語り合ったり、過去のことに思いをめぐらせ、脳を活性化させ、生き生きとした自分を取り戻そうとする療法であります。参加者は表情が豊かになるなど情緒の安定や高齢者の生活の質を高めるという効果があります。本市では地域で実施しておりますふれあいサロンの中で、童謡を歌ったりお手玉やあや取りなどの懐かしい遊びを取り入れたり、昔を思い起こすビデオ鑑賞をすることにより、昔話が盛り上がるなど、部分的に回想法を取り入れ実施しているところであります。しかし、現在のところ本格的な回想法の事業ではありませんが、特に軽い物忘れの人の集中力の改善に著しい効果があると、ある研究グループで発表されておりますので、今後提言のありました回想法の導入についても検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 三和議員の新市の教育及び施政改革についてのご質問中、学校教育についてお答えいたします。

第1点目の少人数学級、少人数授業の構想等についてお答えをいたします。現在、各小中学校第1学年におきましては、国及び県の措置に基づきまして、35人以下の少人数学級が実現されています。今後も県及び国に対しまして、第1学年における35人学級の存続と第2学年以降の学年における35人学級の実施を機会あるごとに強く要望してまいります。また、少人数学級がねらいとします個に応じたきめ細かな学習指導を展開するために、

旧野洲町立小学校では、独自に教員を配置いたしまして、第2学年の算数科におきまして、35人以下の少人数授業を展開しております。次年度は市立小学校の2年生と3年生、そして中学校におきまして35人以下の少人数授業を推進したいと思います。さらに、18年度以降、徐々に少人数授業の対象教科、あるいは対象学年の拡充を目指した取り組みを進めたいと思います。具体的には、少人数授業担当の県費負担教職員の増員を、国及び県に求めますと共に、独自に教員を配置し、小学校の国語科等における少人数授業や中学校における少人数授業の充実を図りたいと思います。

次に、第2点目の不登校への対応についてお答えをいたします。

昨年度、旧野洲町立小中学校における不登校児童・生徒の割合は、滋賀県平均を少し下回りましたが、全国平均を約0.4%上回っております。不登校問題の解消は本市学校教育における最重要課題であることは論をまちません。次年度、この重要課題の解決に向けて、具体的には次の5点を推進したいと思っております。

1つ目、不登校問題克服の要である教職員の資質、能力の向上を図ってまいります。児童・生徒への対応に関する資質の向上や望ましい学級、学年経営に係る能力の向上を目指し、教職員研修の機会確保と内容の充実に努めたいと思います。

2点目は、各学校における校内研究の充実を支援し、授業改善に努めます。各教科等の基礎基本の徹底や、個に応じたわかる授業を展開し、学ぶ喜びにあふれた授業の創造に努めたいと、このように思います。

3点目は、児童・生徒の体験的活動や社会参加の機会の確保と充実に努めます。特別活動や総合的な学習の時間などを通じて、ボランティア活動や職場体験を展開し、社会の中でたくましく生きる力を培いたいと思います。

4点目は、各学校における不登校問題対応職員の増員につきまして検討をしています。不登校生徒や家庭のよき相談員として、オアシス相談員を野洲市独自で全中学校に配置をしていきたいと思っております。また、不登校児童の対応を担うスクーリング・ケア・サポーターや、不登校の未然防止を目指す小学校心のオアシス相談員を県教育委員会の助成のもと、継続拡充していきたいと思っております。

5点目としましては、不登校問題等の生徒指導を担う指導主事を学校教育課に配置することについて、積極的に検討をしています。指導主事を要に、学校、家庭、地域、関係機関が連携を深めながら、個々の児童・生徒の状況に応じた取り組みを組織的、計画的に推進したいと考えています。

最後に、旧中主町の不登校の状況ですが、全国平均を約0.3%下回りますものの、問題が解消したわけではありません。その対応については、不登校の原因が判定しがたい複合型が約半数を占めております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） それでは、私の方から第3点目の義務教育費国庫負担金の削減についてお答えを申し上げます。

このことの本市への影響についてでございますが、当該負担金は基本的に都道府県の教職員給与に係る部分でございますので、中心になると考えられますのは県の費用でございます。現時点では本市への直接の影響はないものと考えております。ただ、今後三位一体改革が具体化する中で、予想外の影響が及ぶ可能性も否定できないことから、改革の動向を慎重に見守っていきたいと考えております。

次に、行財政改革に関する第1点目のご質問でございますが、旧野洲町の3月議会でお答えをいたしました旧野洲町財政構造改善計画の16年度当初予算における達成度、その後の変動につきましては、あくまでも予算ベースで判断する限りは、合併を意識して補正予算を抑制してまいりました関係上、合併までの間に達成度に大きな変動はなかったものと思います。また、半年間の決算につきましては、現在分析をしておりますが、3月議会で報告を申し上げることになるうとは思いますが、予算は年間予算を編成しておりますので、9月ですばっとうかんと切ったように半分に切れない、こういうこととなりますので、この指数を発表するのは不可能ではないかと、こんなふうに思いますので、このことはまた次年度からしっかりとつかまえていきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

参考までに、主な項目について、旧野洲町の普通会計のベースで14年と15年の比較をした分については申し上げることができますので申し上げますと、まず時間外勤務手当で4.3%の減額でございます。目標数値の20%に対する達成度はDでございます。公債費比率につきましては14.3%で、こちらも目標値の10%には残念ながら届きませんでした。一般管理経費につきましては、物件費全体で比較しますと、決算比較で5.3%の減額となっておりますが、14年度当初予算からは11.6%減額となっており、計画上はかろうじてCランクに達成をしたと、こういうことでございます。また、計画中には具体的な目標値を定めておりませんでした。投資的経費につきましては決算比較で44.

3%の減額を達成しております。その結果、歳出全体としては20.1%の減額となっており、計画初年度としてはおおむね及第点ではなかろうかと思っております。

次に、2点目の野洲市財政構造改善計画の策定についてでございますが、旧の中主町並びに野洲町にそれぞれ財政構造改革に関する計画を策定しておりましたので、本市においてももちろんこれらの計画を引き継ぎ、地方分権の流れの中でしっかりと財政基盤を築いていく必要があると考えております。しかし、一方では平成17年度から新市のまちづくり計画に基づいた総合計画の策定を予定しているところであり、この中で今後の行政需要の動向や財政シミュレーションあるいは長期的な財政計画の検討を行うことになろうと思っております。総合計画はまちづくりの実施計画というべきもので、総合計画の策定の中で財政構造改革の具体的な目標数値や方策が明らかになる部分もあることから、今後旧町の財政構造改革に関する計画の趣旨を引き継ぎながら、総合計画の策定とあわせて新しい財政構造改善計画の策定を進めたいと思っておりますので、今しばらく時間をいただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） それでは4つ目のテーマでございます新市の防災システムについての1点目と2点目について、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の広域的ハザードマップの策定の作業納期の明示についてであります。現在野洲川では当時の建設省主導のもと、ハザードマップの基本的な原案はできております。また、日野川については本年の5月に浸水想定区域が県から発表があったところでございます。しかしながら、両河川とも広域的な観点から避難についても関係市町との連携が必要であり、十分な協議、調整が必要でありますので、野洲市のみがいつまでに策定しますということは申せませんが、今後国や県、関係市町と協議をして、できるだけ早く策定をしまいたいと考えております。

次に、第2点目の家棟川の浸水想定及びハザードマップの必要性についてであります。現在県では流域面積が約200平方キロメートル以上の河川を洪水予報河川に指定し、浸水想定区域を発表することを目標とされております。しかしながら、家棟川は流域面積が約36平方キロメートルと小さく、また出水時間が早いため、想定シミュレーションが困難であるとのことですので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君）　続きまして、三和議員の防災に関する3点目のご質問にお答えさせていただきます。

3点目の旧中主町の指定避難所の耐震並びに改善計画についてお答えいたします。旧中主町の地域防災計画において、中主小学校、有隣館、児童館、豊積の里総合センター、ふれあいセンター、中主中学校、中主B & G海洋センター、吉川自治会館、あやめ自治会館の8カ所の施設を避難所として指定しております。この指定されました施設ごとの耐震レベルはございませんが、昭和56年6月以降の新建築基準法により建築された建物については耐震がなされているものとみなしております。この基準において8カ所の避難所のうち、新建築基準法に適合しない施設は有隣館、児童館であります。有隣館につきましては、新市まちづくり計画に基づき建て替えをする計画であります。

続きまして、飛びますけれども、5点目の野洲川浸水想定では避難所施設での二次災害の危険性は排除されているのかとのご質問でございますが、ハザードマップ策定時には浸水想定区域内にある施設については、その浸水階は使用しないとするのが原則となっておりますので、二次災害を十分考慮した中での施設設定が必要であるかと考えております。

次に、6点目の災害時の非常用食料の数量及び設置場所並びに課題についてお答えいたします。本市において災害時の非常用食料は野洲防災センター並びに中主防災コミュニティセンターに備蓄しております。なお、現在の備蓄量は野洲防災センターにはパン類で6,830食、米類で3,340食、みそ汁やスープ類で3,650食、おやつ類で2,568食、飲料水で500本、また中主コミュニティセンターにはパン類では1,500食、米類で500食を備蓄しております。

次に、野洲防災センター並びに中主防災コミュニティセンターの耐震につきましては、両施設とも新建築基準法により適合している施設であります。また、水害につきましては、日野川浸水想定区域図では、両施設とも浸水の想定はされておられません。しかし、野洲川浸水想定区域図で野洲防災センターが0.5から1メートル、中主防災コミュニティセンターが0.5メートル未満の浸水が想定されておりますので、今後地域防災計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君）　教育部長。

教育部長（島村平治君）　それでは、三和議員のご質問の4点目についてお答えをさせていただきます。

まず、祇王小学校の耐震診断業務の進捗状況等でございますが、平成16年度に耐震診断並びに補強診断の調査業務を委託し、その調査結果を踏まえまして、現在その結果に基づき耐震診断判定及び耐震補強診断判定を滋賀県建築士事務所協会の耐震診断判定委員会に判定の手続を申請したところであります。来年3月末までには判定結果が出る予定でございます。

次に、2点目の祇王小学校の耐震補強工事並びに残る3校の耐震診断補強工事でございますが、今後の予定といたしましては、まず祇王小学校におきまして平成17年度に耐震補強診断の判定を踏まえ、耐震工事設計と改修工事設計の実設計を業務委託する計画でございます。その後平成18年度には工事に着手したく考えております。また、残る3校の耐震補強工事等につきましては、年次的に進める必要がありますので、祇王小学校と同様の方法で進めていく考えであり、平成19年には野洲中学校、次に三上小学校、及び篠原小学校という順番で校舎の整備を進める計画を考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 三和議員、どうですか。

6番（三和郁子君） それでは再質問に入らせていただきますが、今議会から質問時間が40分以内と制限されておりましたので、最初の質問でできる限り質問をさせていただきました。おおむね4テーマにつきましてはお答えをいただいたのではないかというふうに評価させていただきます。不明な点とか不足につきましては、また後日確認させていただく部分がございますので、お願いたします。

では、新市平成17年度当初予算編成についてですが、本年度の予算は市制発足後初の予算編成でしたので、前年対比とか適否に関する尺度がありませんので、合併市町村の補助金や合併特例債の投入が始まる中で、通常時の予算とは違うという認識、そしてまた錯覚、そういうことがないように今後予算構築にはあたっていただきたいなというふうに思っております。いずれにいたしましても、船出のかじ取りが最初から間違っていたのではいけませんので、まず今まで申し上げてきましたけれども、歳入に見合った歳出、そして無駄の排除や厳しい事業精査、緊縮予算を前提に、この3つの言葉をしっかり反映された新市の経営理念が感じられる適正な予算編成を強く求めておきます。

次に、高齢者福祉施策についてでございますが、介護保険事業の保険料給付は初年度の36兆円から、04年度は当初予算、先ほども他の議員からお話が出ておりましたけれど

も、6.1兆円に膨らんでおります。また、現在全国平均の保険料が月が3,300円で旧野洲が3,165円だと思っておりますが、旧中主が3,413円ですが、8年後には6,000円まで上がる見通しが保険料では試算されております。それで、要支援、要介護の認定者総数を全国統計で概算で見ますと、00年が218万人、そして04年が388万人で、先ほどの回答にもありましたが、その増加率は178%と大幅に増加しております。中でも要支援、これが203%、要介護1が225%と著しく増加傾向にあります。野洲市の場合、この増加率に注目すべきデータがありますので1点お伺いいたしますが、要介護1が217%、全国が225%と全国並みの増加率なのですけれども、要支援の方、これが113%、全国が227%、全国より極めて、これは好ましい形なのですね。ちなみに年度別で12年から16年度、それぞれ82人、77人、74人、83人、93人と多少の増減はありますけれども、この横ばい状態、好ましい状態をどういうふうに考えられるのか、まずこの所見を1点だけお伺いいたします。

それで、回想法なのですけれども、検討していくということでもございましたけれども、私事なのですが、私に101歳の父がおりますが、この父は90歳まで現役でありまして、よく私と話をする中では、30歳から70歳までの話をよくされるのです。まだ介護は受けてはおりません。屋内では自立して家の方で活動しております。この父から学ぶところが多いのは、本当に70ぐらいまでの話をされる、こういう脳の活性化、これは非常に101歳の父を見ていますと、とても感じるころなのです。ですから、こういう方がたくさんふえてほしいなど。私も50代ですが、50代はまだひよこだよと、その父がよく言います。まだ70、80は青春だという話も父がしておりますので、こういう人がたくさんふえるように、私のこの脳の活性化という、こういう回想法というところを、もう一度真剣に前向きに考えていただきたいなというふうに思っておりますので、もう一度この回想法の件につきまして、ただ検討するだけでなく、もう少し前向きな回答がいただければというふうに再質問に入らせていただいております。

そして、新市教育及び施政改革関係で、まず学校教育なのでございますけれども、少人数学級教育は、生徒数変動要素が大きく画一的に取り組むことが困難な課題ではありますけれども、全国的に見てモデルとなるようなケースにどのようなものがあるのか、知見をお伺いいたします。

そして、2点目なのですが、野洲市の小学校のクラス編制は概数で大別しますと各学年1クラス校が2校、これは篠原と三上なのです。2.5クラス校が2校で祇王と北野小学

校ですね。4クラス校が2校で中主、野洲となっております。1クラス校と4クラス校ではいろいろの面で少なからず差異や課題があると思います。そこでちょっと3点ほどお尋ねいたしますが、学校教育の平等性の観点、そして情操面の成長性の観点、学童間の対人関係の観点、この3つについて所見をお伺いいたします。

次に、財政構造改善についてでございますが、財政構造改善について新市長が町長在任中に公約されました住民の目線に立っての改革、このテーマの進捗はまだ道半ばであって、新市においても継続の上、十分な成果を出していかなければならない重要な課題のはずで、今度は3月議会で施政方針や予算提案に注目させていただきます。

最後に、新市の防災システムについてでございますけれども、学校施設、残る3校耐震診断は順次行っていくというような、今ご答弁でございましたけれども、学校施設は親も子どもも安全を信じて日々学校に通っております。これは早期の予算措置による安全、安心の確保を急いでいただきたい。基金とか特例債を活用してでも考慮に入れていただきたい。また、こういう学校につきましては、これは避難場所となるところでもございます。先ほどからも申しておりますけれども、かなり、1975年から2004年の気象状況なんかを見ていると、最初のペーパー質問の中でも言いましたが、本当に地球全体が物すごい変化をしていることがここで、私が調べたところに出ております。だから順次、18年度とかそういう年度を決めないで、早急に安心、安全、これは子どものところだけでなく住民全体の、危険の伴う震災のことでございますので、検討をしていただきたい。

それと、家棟川の浸水想定シミュレーションが困難ということでございましたが、避難防災をどのように考えておられるのかお伺いいたします。そして、建設途上の高齢者介護施設、家棟川と中ノ池川の合流地点にあります。排水能力が最も滞る立地となりますが、浸水に対する防災の考えについてお伺いをいたします。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 三和議員の再質問にお答えをいたします。

すべてご期待に沿える回答ができるかわかりませんが、まず小学校の少人数学級と少人数授業をはっきりさせておきたいと思っております。少人数学級といいますのは、35人以下の学級にすることです。いわゆる36人になりますと2つに分けるということになります。ですから、これは県費の方で今中学校の1年生と小学校の1年生、これが平成16年度にすべての学級がそういうふうになっています。それが少人数学級でございます。そして、小学校の2年生は県費でしてくれませんから、例えば2年生になった途端に

40人学級になるとかそういうことがございますので、これは大変だということで町の費用で、今は市費ですが、2人を雇用いたしまして、2年生の35人を超える学級、ここへ学級担任をするわけではありません。国語とか算数とかを2つに分けたり、あるいは20人と10人に分けるとか、そういうことがあるかも知れませんが、そういうようにして少人数で授業を行う、こういうことであります。だから、少人数学級と少人数授業、少しややこしいですけども、まず違うということでもあります。

それから、平等性をおっしゃいましたね。平等性といいますのは、これは必要な学校によりますとたくさんの学級でそういうことをしなければいけない。ある学校は1クラスでいいというようなことで、そこら辺は2人の教員の派遣といいますか、勤務時間帯といいますか、そこら辺を工夫いたしまして、完璧に平等になっているかどうかわかりませんが、できるだけ平等に近いように、そういう小集団授業ができますように工夫をしているということでございます。

それから、児童間とか児童の対人関係をおっしゃいましたが、もう少しそこら辺がよくわからないのですけれども、すべての教科で別々に勉強するわけではありません。主として算数と国語、他は一緒に1クラスの子どもがよって勉強をしますから、特に子どもの対人関係に影響が出てくるというようなことは、今のところは聞いておりません。

すべてお答えにならなかったかも知れませんが、以上お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 三和議員の高齢者福祉施策の再度の2点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の要支援、あるいは介護度1といういわゆる軽度の方が全国では非常に平成12年よりも平成16年の推計からいきますと倍ぐらいふえている。しかし旧野洲町については、その伸びが非常にないというふうなご質問のこの要因についてでございますが、確かに全国から見ますと、野洲町の場合はその伸び率が非常に遅くなっております。この原因については、私どもの方も少しまだ解明をしていかななくてはいけないなという課題でありまして、現在、今のところこういう原因で要支援、要介護度1の軽度の方が伸びが少ないのだというような明確な原因というのはまだ把握をしておりませんので、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

それから、もう一点目の回想法の取り組みでございますけれども、この点につきまして

は、実際的にこの回想法をやるとなりますと、ある程度職員が研修を受けまして回想法に取りかかる必要があるというふうに思っております。それで、現在国の方で新しく介護保険法の見直しをいたしまして、平成18年から新予防給付というようなことが出ておまして、この中重点も当然痴呆の予防というふうな問題が非常に大きくなっております。そういう意味で、この回想法が痴呆の予防の一つの方法として効果があるということも聞いておりますので、今後につきましては、職員の研修をまず行いまして、それがこの野洲市にどのように普及していけるかという点で研究をしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、いろいろの点で検討が必要というふうに認識をしておりますので、もうしばらく時間をいただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） それでは、家棟川の件でございますが、まず避難の関係ということでございますが、現在家棟川につきましては先ほども申し上げましたように、流域面積が広くて出水の場合には早く水が到達するというところでございますので、この件につきましては、現在家棟川付近にお住まいの自治会の方々からのお話もお伺いするということで、今までの経験等をお聞きしながら、当然私どもも大雨の場合等は河川の巡視をいたしますし、その水位には十分注意をしておりますが、ある程度その時点で地元の方々のお話を聞きながら判断して、早期の避難勧告ができるような体制をとりたいなというふうに考えております。

それと、合流地点での浸水はということでございますが、ちょっと私は今のところ土地勘がございませんので、今イメージ的にどこかというのはわかりにくいので申しわけないのですが、まず一つ考えられるのは合流地点での河川の状況なのですが、家棟川と中ノ池川の合流点では、現在は暫定ではありますが、既に改修済みであるということでございまして、土砂の堆積やら雑木の伐採につきましては順次やっておりますが、今後も引き続き良好な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） どうぞ。

6番（三和郁子君） 40分ということでかなり走って話を、質問をさせていただきましたので、教育長の方には質問が、回答とは合わなかったですね。野洲市の小学校のクラス編制は概数別で見ると各学年1クラス校が2校、2.5クラス校が2校、4クラス校が2校となっています。1クラス校と4クラス校ではいろいろの面で少なからず差異あるい

は課題があるのではないのでしょうかということの観点から、3点ほどお尋ねをさせていただきました。ただ、私の早口の中で十分聞き取りにくかったというふうに解釈させていただきました。もう一度答弁をお願いいたします。

それと、高齢者福祉施策でございますが、回想法の件につきましては、これから職員さんの研修も踏まえながら、順次いろいろな面から検討していくというお話も今答弁でいただきました。その中で、今すぐやろうと思えばお金をかけなくてすぐできる事業、施策だというふうに私は調査の中から感じております。野洲町におきましては、1988年博物館が開館されまして、住民の皆さんからの寄贈を受けた民具等が所蔵されているということで、先日の歴民の広報を通じて知りました。そういう歴民の今の入館者のところから考えていきますと、今維持管理が手いっぱいのところかと思うのですね。そういうところをせっかく歴民にこのような寄贈を受けたものがあるのであれば、そこでそういう回想法を考えていく方向もあるのではないかというふうに、私は歴民のこういう寄贈を受けている中で、こんなにたくさんのが保管されているということは、ちょっともったいないような気がしますので、ただ昔懐かしいものを、いろいろな方から受けた寄贈物はやはり回想法の中で役立てていけるのではないかなというふうに思いますので、真剣な検討をお願いしておきます。

そして、もう一つなのですが、家棟川の合流地点のところなのですが、今高齢者福祉施設が建っております。今ちょっとその家棟川、中ノ池川の浸水想定についてはまだはっきりした想定ができないというような答弁でございましたけれども、ここは4月開館の介護施設を目指して旧野洲町が進めているところでございますので、そのような悠長なことでは私は施策としておかしいのではないかなというふうに思います。

以上の3点について、もう一度ご回答お願いいたします。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 再々質問にお答えをいたします。

小集団授業あるいは小集団の学級のことだと思っておりますので、それとちょっと離れて学級規模による児童間とか生徒間の人間関係等のお尋ねだと解釈いたしましてお答えをいたします。

学校規模によりまして、それぞれ規模に応じまして学校の特色を出しておられます。特にある小学校では、地域の方が積極的に学校の子どもたちと関わっていただいておりますし、そういうような学校もございます。そういうことで、学校の規模によって子どもたち

の平等感とか、むしろ小規模校ですと親密になりますし、先生たちはすべての子どもの名前が覚えられるかもわかりませんね。そういうようによい面もあります。したがって、大きい学校が、小さい学校がと、これは一概に言えないだろうと。これは学校経営それぞれの規模に応じた特色ある学校経営、これを期待しているところでございます。そんなことでお答えになったかどうかわかりませんが、以上にしておきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 三和議員の再々度のご質問にお答えいたします。

現在の野洲の歴史民俗資料館にはおっしゃるように昔懐かしい器具がたくさんございます。このところには、現在それぞれのデイサービスを行っております事業所も再々訪れていて、非常にその反応は、参加された高齢者は非常に反応がいいというふうに聞いております。そういう意味もございまして、今後そういうふうな歴史民俗資料館とも連携をとりながら深めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 今のご質問でございますが、高齢者施設ということで、今ちょっと私の方も気が付いたのですが、家棟川と中ノ池川の合流地点ではなくて、中ノ池川と童子川の合流地点付近ということで、高齢者施設が建設されているというふうに市長の方からお聞きしていただきましたので申しわけないのですが、ここにつきましては、ご承知のとおり童子川改修を今現在進めていただいておりますので、付近の浸水等については十分な措置がとられておりますので、ご心配いただくなくてもいいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第5号、第10番 中島一雄君。

10番（中島一雄君） 第10番、中島一雄でございます。

私は安定的な財政確保のための効率的な財政運営についての質問をさせていただきます。

今、国と地方の改革により、三位一体の改革を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治体の本来の姿の実現に向け改革が進められようとしています。官から民へ、国から地方への考えのもと、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方の明確な役割分担に基づいた自主自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムの構築であります。

地方分権の理念に沿って、税源移譲等により地方税の充実を図ることで歳入歳出両面で

の地方の自由度を高める。これにより、受益と負担の関係を明確にし、地方が自らの支出を自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大し、同時に行政の効率化、歳出の縮減、合理化をはじめとする行政改革を強力かつ一体的に進め、行政システムを持続可能なものへと変革していくことなど、効率的な小さな政府、いわゆる野洲市を実現しなければなりません。

旧野洲町において、重点事業として行政評価システムへの取り組みをはじめ、投資的事業、環境の整備への取り組みなどの施策を実施されているものの、財政基盤としては体質的に不安定な歳入構造が続いており、今後とも内外の景気の低迷する中、特に発足した新市合併後の行政運営等、大変厳しい財政状況となることが予想されます。

以上のことを十分認識していただき、今後の対策として安定的な財源確保のための取り組みへの基本方針としての考えを次の項目についてお伺いします。

課税自主権の確率の考え方について。

歳出面での抜本的な見直しの取り組み。

経常経費の抑制の対策について。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 中島一雄議員の質問にお答えをいたします。

まず前段、三位一体の改革について触れていただきました。そのとおりでございますが、我々も大いに期待をするところでございますが、いまだかつて、地方分権法案が平成12年4月に改正されまして、その後権限移譲も税源拡大も何も見えてこないというのが実態でございます。そこで、地方分権の理念に沿って税源の移譲等による新たな税面を考えられないかという質問だと思います。お答えをいたします。

まず、課税自主権の確立については、平成15年度旧野洲町の決算審査の意見の中で、代表監事からも安定的な財源確保のため、課税自主権の確立を図ってはどうかというご意見が出ておりました。その後、課税自主権について検討しましたが、市町村のような狭いエリアでの法定普通税の税率見直しや法定普通税以外の税の新設につきましては、税の公平性や納税義務者の担税能力など、都道府県以上に慎重に検討すべき課題が多くございまして、また不公平感が高まり、結果として納税者の流出につながるものではないかというようなことが考えられ、現時点では現実的でないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の歳出面での抜本的な見直しにつきましては、今後財政構造改善計画や総合発展計画の策定の中で、将来の行政需要や長期的な財政シミュレーションの上での検討を進めて、財政構造改革に関する計画を策定していくと。これが本来の姿であろうと思いますので、その中で検討してまいりたいと考えます。

次に、第3点目の経常経費の抑制でございますが、これは旧町においてもそれぞれ財政構造改革に関する計画を策定しておりまして、これまでも人件費や物件費などの抑制に努めてきたところでございまして、今後も長期的な視野に立って、いわゆる合併のスケールメリットによる経常経費の削減を図り、その効果を期待できることではないかと、このように考えます。何よりも平素の業務の中で引き続き経常経費の抑制に努めまして、無理、無駄のない予算編成並びに予算執行を行っていききたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（秦 眞治君） 中島議員、どうぞ。

10番（中島一雄君） ありがとうございます。

課税自主権の確立につきましては、今市長からお聞きしたとおりだと思ひますけれども、これにつきましては、県においてもレジャーポートとか環境税の見送りとか、現時点では現実的でない、一定理解させていただきます。いずれ、今後の検討課題になることは間違いないと思ひますね。そういうことで一応了解させていただきます。

2点目の歳出面の抜本的な見直しにつきましては、長期の財政シミュレーションの検討とか財政構造改革に関する計画の策定でございますか、積極的な見直しを提案したいということでございますね。一般的な概念としてとらえさせてもらいたいと思ひております。先日も政府が三位一体改革の全体像を決定されましたね。その中で補助金の削減、税源移譲、地方交付税の見直し、これを一体的に行うことということでございますが、私は小さな政府野洲市において、行政財政改革を断行するには何を残して何をやるか、また新しく取り組むのは何かということ、財政危機の回避をするには財政収支改善を目指すことでなければならないと思ひます。そのためには、財政収支改善目標を立てることです。対応といたしまして、仮に目標といたしまして、平成17年から20年まで、3、4年間、一般財源の不足額、税金などいわゆる歳出としての事業削減額、人件費の削減、公債費の平準化であります。歳入といたしましては、市債、歳入の確保、これは税金でございますね、以上の3、4年の収支の見通しを議会及び市民に示されてはいかかかと思ひます。

また、このことについて行政だけでなく市民の皆さんと協働で取り組むことを視野に入れまして、財政収支の改善、または危機回避のための市民からの声をお聞きするいわゆるコメント制度をしてはということをございまして、これにつきましては期限を決めて郵送、ファックス、Eメール、いろいろと情報を寄せていただくということで、またその意見、情報を検討して市としての考えを公表することを提案したいわけをございます。このことについてお伺いいたします。

次に、経常経費の抑制をございますけれども、人件費や物件費などの抑制に努めるということをおっしゃいましたね。スケールメリットとか無理、無駄のないということで、抽象的にとられると思いますが、人件費とか物件費の目標数値を、これは今旧中主町、旧野洲町において20%ぐらいだと私は記憶しているのですけれども、いわゆる抑制の数値目標、今実際に数値目標の導入を政府でも検討されておられます。2、3日前から新聞に載っていると思うのですよね。人件費についても、今日の新聞にも載っていましたかな、滋賀県庁が400人ぐらい削減するようなことが新聞紙上に載っておりました。経常経費の削減効果の期待については、多様化する行政課題に柔軟に対応し、若手職員の意識改革が新市の庁舎組織の活性化を目指すと共に、経費節減への提案を、例えば具体的に経費節減とか労働時間短縮等の数字を上げまして、改善効果を上げた職員は昇給、昇格の基準にするとか、民間ではごく当たり前をございます。提案募集を実施してはどうかということをお伺いしておきます。

それと、ちょっとこれは関連するのですが、委託業務について、市として数多くの業務を外部に委託されておりますね。平成15年度の決算または16年度の一般会計の中でも、委託料は大きな役割を占めております。委託業務や工事の発注は、市場の競争原理を基本に適正価格の把握、また民間に任せられる事業はできるだけ民間へ移譲することではないか、当然のことと思います。例えば、社会保険庁で大きく取り上げられました、腐敗を招いた随意契約をございますね。解体的に出直しが必要と言われております。私は文化体育事業団の評議員を2年務めさせていただいておりましたが、委託業務はその中で8、9割が随意契約をされております。平成15年の9月ですか、自治法が改正されまして、管理委託者制度から民間主導の指定管理者制度に移行されました。旧野洲町の議会でも取り上げられまして、野洲市といたしましても、一日も早く取り組んでいただきたい。自治法が改正されまして1年余、条例化等実施の方向で検討されていると思いますが、どの辺まで進んでいるのかお伺いしておきたい。

次に、これも関連しますバランスシートでございますけれども、地方公共団体の予算や決算といった会計制度について、行政サービスの提供に対するコスト意識が十分でないという指摘がされて、民間などでは行っているような発生主義をもとにしたいわゆる複式簿記の考え方を取り入れた財政状況の把握が強く求められているわけでございます。市民の理解を得ながら行財政の改善に取り組んでいかなければならないことから、旧野洲町では2年前から資産と負債の状況を明らかにしたバランスシート、いわゆる貸借対照表と行政サービスにかかる費用を単年度コストとして、行政コスト計算書、いわゆる民間企業の損益計算書に該当する、これを作成されて公表されております。市においても当然情報の公開を充実してほしいとおきたい。ただ、資産の計上方法や除却など、まだ十分完成された手法ではないと指摘されております。より完成度の高い財務諸表を目指して取り組み、予算編成に反映させるべきだと思いますが、このことについての取り組みをお伺いしておきます。

以上。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 基本的なことをお答えして、後は総務部長にお答えさせます。

やはり歳入に見合った歳出、これは皆さんにもお答えしたとおりでございます、これが基本になると思います。そこで、財政構造改善計画を策定するには、これは単年度ではいけないと思うのです。少なくとも3年くらいの期間を置いて、その内容を検討しながら固めていくと、こういうことございまして、その中でやっぱり一番大きな人件費、物件費、その辺についても固めていかなければいけない。今日の新聞で県が400人削減すると。およそ我々が目標にしていた住民100人に1人の割合、これは割合なので基準ではないですね、割合で考えておったのを少なくとも住民120人から130人ぐらいに1人ぐらいの職員にしていく。これはある本に載っておったのですが、それぐらいまで切り詰めてやっていかなければいけないのではないかというようなことも考えられます。おっしゃるように、公債費のバランス、これもやっぱり十分に吟味しないと、特例債があるからということで、余りにも適債事業を進めるということは私は余り好まないと、こういうことを絶えず申し上げておりますので、その辺も十分配慮しながらしていかなければいけない。言うならば、新しいまちづくり計画の実施がどのように進めていけるのか。これが今、私たちも一抹の不安を持っているという思いをいたしておりますので、これは十分に検討しながら皆さんのお知恵をかりながら進めていかなければいけないと、こんな思い

をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 中島議員から再質問をいただきました4点について、基本的なところはただいま市長の方がお答えしたわけでございますけれども、ご質問されましたことについて、私の方からお答えをさせていただきます。

1点目の市民の声を反映した財政構造改善計画の策定と削減目標の数値化についてでございますが、新市では平成17年度に、公募委員を含めまして15名の委員で構成する野洲市行政システム改革推進委員会の設置を考えております。この委員会では、地方分権の時代にふさわしい効率的かつ効果的な施策や事業を展開し、分かりやすい行財政運営の実現に向け、行政評価システムと行政改革の円滑な推進を図るために設置するものであります。この委員会の中で十分に議論していただき、それぞれの削減目標の数値化や、市民の声を反映した野洲市財政構造改善計画を策定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。また、ご提案いただきましたコメント制度の実施については、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、2点目の職員の提案制度の導入についてでございますが、職員の積極的に行政を創造していく意識と意欲を醸成し、あわせて事務の改善や行政の効率の向上を図り、経常経費の節減を図る上でも必要な制度であると認識しております。今後、新市として取り組む方向で検討させていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、3点目の文体に関わります関係で、指定管理者制度の取り組み状況でございますが、現在庁内のワーキングチームとなります指定管理者制度実務者会議を立ち上げるべく準備を進めているところでございます。この実務会議は、関係します総務、市民健康福祉、都市建設部、環境経済部、教育委員会の各部の庶務担当課長、補佐と政策推進課、また総務、企画財政課で構成しております。12月時に最初の会議を開催したいと考えております。また、お尋ねのスケジュールにつきましては、今年度中に全般にわたり施設管理状況の点検、民間能力活用の検討を行いまして、平成17年5月に各施設の管理形態の案をまとめまして、6月にはそれぞれの施設における管理形態を決定していく予定であります。その後、9月議会に指定管理者制度手続条例を提案させていただきまして、指定管理者の募集、候補団体の選定と続き、平成17年12月には指定管理者の指定の議会議決をお願いする予定をしております。法期限であります平成18年度の4月1日から、平成18年度から指定管理者制度による管理の開始を行っていききたいと、現在のところ考え

ております。

続きまして、4点目のバランスシートでございますが、中島議員のご指摘のように、資産の計上方法や除却など、不都合が指摘されており、まだ十分完成された財務諸表とはなっておりませんが、総務省の示しました統一的な基準に基づいた公会計でのバランスシートや行政コストの計算書は、民間とはすぐに比較はできないわけですが、総務省の示した統一基準で行っておりますので、自治体間の客観的な比較が容易なことから、今現在全国的に広がりつつあります。新市におきましても、近隣各市町と協力しながら、より完成度の高い財務諸表の作成を目指して取り組まれたいと考えております。また、分析結果については市広報紙やホームページなどへの掲載などで、市民の皆さんに公表させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 中島議員、どうですか。

10番（中島一雄君） ありがとうございました。

改善計画の策定につきましては、公募委員を含めて15名で構成して設置を考えているとのことですが、公募委員はそのうちの何人くらいおられるのか。特に民間のノウハウの感覚、財政とか経済に精通した委員を選んでいただければ非常にありがたい。これを切にお願いしておきたい。15委員の中で十分議論ができる委員に期待をいたしております。

それと、新市として先の展望が見えないようでは困りますので、先ほど市長からも答弁ございましたけれども、3年ぐらいが目処だということでございまして、よろしく願いしておきます。

それと、コメント制度について、今後ではなく早期に検討していただき、ぜひ市民の声を反映していただきたいことを強く要望しておきます。

それと、指定管理者制度の取り組み状況は、12月中に最初の会議開催を考えるとこのことでしたが、日数も余りありませんが、早急にスタートしていただき、予定とか考えているとかではなく、スケジュールの前倒しぐらいを考えていただきまして、管理の開始に向けて努力していただきたいことをお願いしておきます。

バランスシートですが、これも一日も早く完成された財務諸表を作成されて、市民の皆様にご公表をお願いしておきます。

職員からの経費節減、また改善効果に対しての、特に若手職員の意欲を向上させる条件を基準にするいわゆる提案募集制度に対して、前向きに検討しますとのお答えをいただき

ました。ぜひお願いしたい。これも見守っていきたいと思っております。

それと、特別会計についてちょっとお尋ねしておきます。財源の確保には鋭意努力されているところではありますが、国民健康保険、老人保健医療並びに介護保険の特別会計は、高齢社会を迎える中で、今後も増加することは避けられない現状でございます。先日も、2日だったと思うのですけれども、午前10時から国会討論のテレビ中継を見ておりましたら、滋賀県選出の山下議員が小泉総理に歳入歳出の基本的な考えはという質問をされておられました。歳出については前年度以下に抑える、無駄な費用は慎むということで、ただ高齢福祉関係は避けて通れない、どうしてもふえるとのことでした。住民の健康づくりと疾病予防行政に力を入れなければなりません。そのことにおいて制度の仕組みや運用面の改善が求められるところではありますが、そのことについての考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

最後に、現在17年度の予算編成に向けて取り組みが始められております。市長は記者会見で、財政状況は厳しくなる、施策のうち何が削減対象となるのか、先ほども述べられましたが、じっくりと見極めたいとのことでありました。市民の立場、議会人として注目して見守り、新市長の手腕に期待して、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 中島議員の再々度の国民健康保険、老人保健、介護保険特別会計の財政運営についてのご質問にお答えをいたします。

まず、国民健康保険でございますが、この国民健康保険は昭和13年に制度ができて以来、非常に医療制度としてすぐれた制度というふうに認識をしております。それだけに、適正な運営というのは保険者である市町村にとりまして重要な課題でございます。新市になりまして、国民健康保険の加入者が1万5,000人という状況になっております。したがって、この国民健康保険特別会計の健全運営のためには、歳入につきましては基本的には収納率を確保していくという考えを持っております。また、歳出につきましては当然適正医療という点におきまして、レセプト点検あるいは第三者行為の検査、あるいは保健事業の推進、または医療費の通知を行いまして、正しい医療の受け方を推進していきたいと思っております。また、この国民健康保険の加入者の約24%が高齢者ということで、老人保健の拠出金が非常に伸びております。そういう意味で、国保加入者の高齢者の健康づくりという点についても大きな歳出を抑えていくポイントというふうに思っております。

て、健康づくりにさらに努めてまいりたいというふうに思っております。

同じく介護保険につきましては、新市になりまして約8,000人の第1号被保険者数でございます。これにつきましても、当然国の負担は決まっておりますけれども、国の負担率を上げてほしいという点での要望を以前から続けているということでございまして、財源の確保にいろいろな機会を通じて努めていきたいと思っておりますけれども、歳出につきましても、先ほど梶山議員あるいは三和議員からのご質問も受けておりますように、介護予防の方に力を入れたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 中島議員の再々質問にお答えさせていただきます。

野洲市の行政システム改革推進委員会の公募委員の人数はどれぐらいを考えているのかというご質問ですけれども、今事務局では5人ぐらい、15人のうちの3分の1ぐらいを考えております。そして、あとにつきましてはご要望として承っておきます。

以上、回答とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） それでは暫時休憩をいたします。

（午後2時57分 休憩）

（午後3時15分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第13番 中田幸子君。

13番（中田幸子君） 第13番、中田幸子でございます。私は一般質問を1件させていただきます。幼児保育のあり方についてをいたします。

三つ子の魂百までということわざがございますように、幼児期の教育のあり方は、子どもの成長過程において、特に3歳という年齢は大きな影響があると思います。子どもは集団教育と家庭教育とが連携をとり合いながら育てていくものだと考えております。少子化により一人っ子の家庭も多くなっている今日、幼稚園、保育園の集団教育は、成長の過程で大きな役割をされていると思います。また、家庭で教育されている親の指導のあり方も大きく影響が表れるのではないかと考えております。野洲市内で3年保育を実施されている中主幼稚園に続いて、現在進められています3年保育実施についてお伺いいたします。

平成12年度より検討されてきた3年保育の実施が、17年4月より3幼稚園、三上、野洲、篠原でスタートされますが、残る2幼稚園、祇王、北野は18年4月とされてお

ます。優先順位は何を基準にされたのか、またなぜ5幼稚園同時にスタートできなかったのかをお伺いいたします。そして、対象となる幼児に小学校入学時に教育の影響は出てこないのかも伺いいたしたいと思います。

次に、現在の園舎は4歳、5歳児を対象にした建物でございます。3歳児に適した設備を5幼稚園に格差のないように整備、計画されておられるとは思いますが、具体的な内容を伺います。

次に、3歳児は1クラス25名と聞いておりますが、3歳とはいえ、2歳を過ぎたばかりの子と4歳に近い子どもとでは随分と成長の差があると思います。現状の教師の配置では対応が困難と思いますが、どのように考えておられますか。

次に、通園においては集団でされておられる幼稚園もございますが、大部分は個人で送迎されておられます。自動車での送迎であり、住宅地に隣接した保育園や幼稚園では、現在でも苦情が出ているともお聞きしておりますので、駐車場が必要となり、3歳児が通園されると、その分台数もふえると思いますが、その点は当然計画されておられると思いますが、検討内容についてお伺いいたします。

次に、施設整備によりまして工事がされます。保護者に説明と教育中の幼稚園児、そして通園、また学校に通学する子どもたちの安全対策はどのように考えておられますか。

以上のことについてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（秦 眞治君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 中田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の3年保育の同時スタートについてのご質問でございますが、合併協議会の調整方針の中で、平成17年4月から野洲幼稚園、篠原幼稚園、三上幼稚園で3年保育を実施し、北野幼稚園、祇王幼稚園は平成18年4月の開始となっております。三上幼稚園は新築移転をいたしまして、篠原幼稚園は既存の施設で開始することが可能でございました。野洲幼稚園については、野洲小学校のPFI方式による建築とあわせて増築することができまして、既に完成しております。このようなことから、施設整備の面でスタートできる幼稚園につきましては、平成17年4月実施となった次第でございます。北野、祇王幼稚園では、施設面の工期の見通しなどを考えまして、平成17年4月からの3年保育実施は難しくなり、教育委員会で協議いたしまして、平成18年4月からの実施という判断に至っております。

また、3年保育を実施するに当たりまして、保育日数に1年の差が生じたことで小学校

入学期に教育の影響が出てこないかということにつきましては、既に実施中の中主幼稚園におきまして、3歳児の様子から、集団生活への適応により身辺整理等自立に向けての育ちが認められております。一方、家庭教育の支援は大きく、子どもの育ちに影響しますから、教育の影響を把握することはなかなか困難でございますし、教育の営みはすぐに答えが出るものではございませんので、継続して見守っていきたいと考えております。

次に、2点目の3歳児に適した設備の5幼稚園格差のない整備計画についてお答えいたします。3年保育のための備品準備会議を開催いたしまして、適切な備品の配置を考えております。3歳児の心身の発育を考慮いたしますと、4歳児、5歳児と比べていすやテーブルは高さがやや低くなっておりますし、3歳児用の砂場や屋外遊具、積み木、ままごとセットなど、3歳児の遊びの特性を踏まえて格差のないように整備いたしております。

第3点目の3歳児の定数並びに教師の配置についてでございますが、3歳児は25名で1クラスと考えています。3歳児の発達段階を考慮いたしまして、1クラス21名以上になった場合には1名副担任を配置して対応してまいりたいと考えています。

4点目の通園についてのご質問にお答えいたします。

旧野洲町の通園は、徒歩通園を奨励しながら、個々の実情により対応するということで保護者へ連絡をしております。自動車の通園は駐車場の確保が甚だ難しく、徒歩通園の園児と同時刻の登降園になりますと危険を伴いますので、今後も極力ご理解、ご協力をお願いしたいと思っておりますが、議員ご指摘のとおり、4歳児、5歳児の体力と比べて3歳児は体力的に弱い面がございますので、通園について配慮していきたいとは思っております。職員駐車場を別の場所に移動し、保護者の通園のための駐車場にするといった工夫を考えております。

5点目の工事の安全対策についてでございますが、具体的に工事の概要やスケジュールなどが決まった段階で、園や保護者に対して説明会等を開く計画をしております。なお、工事に関しましては、ご指摘どおり通園、通学時間が重なるのは避けまして、工事車両など出入りの制限を行う考えでおりますし、工期につきましては幼稚園や学校の長期休業期間中をフル活用いたしまして、工事区間は園活動の部分とは分けて、バリケードなどで遮断して、子どもたちの安全に配慮したいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 中田議員。

13番（中田幸子君） 再度の質問をさせていただきたいと思いますが、まず今ご回答

いただきました第1点目の件につきまして、三上、篠原、野洲の3園については、施設整備が整っているのでスタートできるとのことですが、野洲幼稚園はPFIの方式で増築という方法ができましたが、祇王と北野もなぜ同一に工事を進めることができなかつたのかお聞きしたいと思います。そして、12年度から検討されてきたこの3年保育なのですが、それにもかかわらず、財政の都合によるとか工事の見通しがつかずとのこの理由は、行政の言い訳のように思えます。そして、合併協議会の調整方針の中でなぜ同時スタートを強く取り入れていくようやれなかつたのか。教育の平等性をなくしてまで合併の意義はあるのだろうかという住民の声もございます。

中主幼稚園の3歳児の様子を見ても、集団生活により身辺整理ができるようになった、自立に向けての育ちが認められるとの今のご回答でございますが、それであれば、家庭にいる子どもと幼稚園に通っている子どもとの差は大きく出てくると判断させていただきますが、どう思われますか。『野洲の教育』というこの冊子の中にございます推進目標の中で、就学前教育の中に明記されている一部でございますけれども、子どもたちは周りの人からいろいろな言語や行動様式を学び、さまざまな感覚や感性を身に付けていくと言われていると。ということは家庭だけでは補えないものだと思います。就学前児を教育する保育園とか幼稚園の職員をはじめとする周りの大人がどのように学び、子どもたちにどのように接するかが極めて重要である、この重要であるということはどういうふうに考えておられますでしょうか。そして、人権教育のための国連10年における行動計画の中、この冊子でございますが、この中にございますように、重要課題への対応という項目の中にあります児童の権利に関する条約、要するに子どもの権利条約に明言されてあります一人ひとりの人権を尊重し、よさをいかし、一人ひとりを大切にする教育並びに保育を行いますと。そして、豊かな心をはぐくむよう友達やさまざまな世代の人々とのふれあいや交流等で図ると記されておりますが、これについて考えてみますと、それから世界人権宣言でございますが、世界人権宣言が国連の方で採択されたのが1948年でございますが、その中にあります第1条に、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であると。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。次に第26条では、すべての人は教育を受ける権利を有する。そうすると、5園のうち3園は教育を受ける権利があつて、2園は教育を受ける権利はないのか。そして、親は子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。だから、教育を受けるという権利も親が受けさせたいという権利もあるということですね。それに

対してどのように考えていかれるのかご回答願いたい。

それから、17年度に3園で3年保育をスタートさせるとなると、3歳児教育を受けられない子どもが、今祇王学区と北野学区が出てきますが、その子どもたちへのフォローはどうされるのか。どういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

そして、子育て支援計画の中にも示されております、幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であると言われております。また、児童数の減少や地区間の児童数のばらつき等を踏まえ、3年保育の検討をすると示されております。重要な時期と認識されておられますが、どう考えておられますか。そして、重要施策の中には町内に住むすべての子どもが、公平に保育や教育が受けられるよう、教育内容の共通化、施設の共有化など、保育所と幼稚園のあり方を検討していきますと掲げておられますが、これに基づいて行動されておられるのでしょうか。今の現状では、このことについてどう受けておられるのか、再度お伺いいたします。

2点目についてでございますが、2点目の整備計画については、現在検討されている中で、例えば中主幼稚園の木のぬくもりを考えた内容等、例えば教室の中をどのように考えておられるのでしょうか。4歳児、5歳児と対応が異なり、例えば先ほどいすの高さ、机の高さが違っておっしゃられましたけれども、いすだけの生活は3歳児には対応困難な面もございます。この点をどういうふうに考えておられますでしょうか。

次に、3点目の1クラス21名以上の場合は副担任1名配置して教師2名で対応するというところでございますが、2名で本当に対応できるのでしょうか。現実の中主幼稚園では対応し切れていないという現状を拝見しております。例えば幼児教育の経験者やボランティアで対応されている幼稚園もございますが、そのことについての考え方、またその検討はどうされますでしょうか、お伺いいたします。

次に、4点目の通園については、現在検討されておられますので、よりよい工夫を考えていただくよう要望しておきます。

5点目についても、安全対策と警備員の配置もしっかり付けておくようお願いしておきます。

以上、再度の質問についてのご回答をお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 中田議員の再質問についてお答えさせていただきます。

施設面のPFIになぜ乗らなかったのかというようなことや、北野、祇王につきまして

ですが、PFI方式につきましては野洲小学校の新築に関わって地域性もございましたので、PFI方式にうまく乗りましたので、野洲幼稚園もPFI方式の中に取り込めた事情がございます。その他の園につきましては、地理的、物理的な部分でPFI方式に乗せられずに施設の整備については遅れをとりました。しかし、地域性というものもございまして乗らなかった篠原、三上につきましては、人数の関係で可能になりましたものの、北野、祇王につきましては、人数の関係から今の設備のままでは出発できないという判断のもとに、18年4月からの3歳保育のスタートになった次第でございます。

それから、3歳児の交わりの重要性につきましては重々認識しておりますが、本来子どもたちの成長に関わっては個々ございまして、家庭教育も大きな力を持つ教育の場であろうかと認識もしております。しかし、要望につきましてはのご意見も教育委員会もいただいております。これにつきましてはこれまでも実施しております仲間の中で遊ぶ体験、保護者同士の交流の場など、北野、祇王幼稚園での子育て支援教育を今後も力を入れて実施してまいりまして、入園できない3歳児に対する交流体験は機会をふやして、機会を持っていただくことで解消していきたいと思っております。

それから、いすその他の整備につきまして、議員ご指摘のとおり3歳児につきましては、腰かけてということもございませんし、その意味で整備が整わなかった2園につきまして遅れをとったのでございますが、3歳児という入園に関わっては、幼稚園教員のプロジェクトチームによります研修を深めてきました成果を、次年度から3園につきまして図ってまいりたいと考えております。

また、おっしゃっていただいております1クラス21名以上で2名で大丈夫かなというようにご指摘でございますが、中主幼稚園さんにつきましても、21名以上から副担任という制度的なことについては似通っております。あと不安な部分でボランティア活動の人たちの協力を得ているというふうな情報も我々の方も得ておりますので、3歳保育を出発する園につきましては、またこのボランティアの方たちの協力を得たいなというふうなことも考えに入れておりまして、検討したいところでございます。

幾つか抜けているかもわかりませんが、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 中田議員。

13番（中田幸子君） 1点目のご回答は私が求めている内容ではないと思います。言い訳にしか過ぎない行政のことについてどう思うかと、それから合併時に強くなぜ要望できなかったのかということをお聞きしたいと思うのですけれども、そのことについての

回答がなかったということと、ボランティアとか幼児教育の経験者を取り入れることについてはどう考えられるかとか、そういうことが全然ご回答の中にないのですが、ご自分のお考えだけを私に示されては答弁になりませんので、私の質問をよく聞いていただきたいと思います。それで、再度お伺いしたいと思うのですけれども、12年度から検討してきたにも関わらず財政の都合とか工事の見通しが見つからないという理由で言い訳にならないか、なぜやれないのかということを知りたい。というのは、先ほど次長がお答えいただいたもと野洲町子育て支援の計画の中にあります重要施策の中にあります町内に住むすべての子どもが公平に保育や教育が受けられるよう、教育内容の共通化、施設の共有化など保育所と幼稚園のあり方を検討していきますと掲げられておりますよね。すべての子どもが公平に保育、教育が受けられる。これをどういうふうに掲げていながらやらないのか。なぜやらないのか。行政の財政がどうか工事の進みぐあいなどがどうか、それは人権から考えると、教育を受ける子どもから見るとそれは行政の、そんなことはわかっていると思うのです。3園しか施設が整わない。あとの2園は間に合わないとか3園しか整うことができないとか、それからもちろん土地の調査も時間がかかるとか、そういうことがわかっていながら、なぜ同時スタートに持っていく努力をされないのか。されなかったのか。合併を機にちょうどいいチャンスではなかったのでしょうか。合併をするに至って、3年保育を入れている中主幼稚園に並んで、こちらの5園もやるべきだと思いますので、そこでなぜ強く要望できなかったのか、再度お伺いいたします。

それから、先ほど言いましたボランティアの方を取り入れての対応でやらないと無理だと思うのですが、それはどう考えておられますか。もう一度聞きたいと思います。

それから、整備計画に対してはもう一度よく考えるということなので結構でございます。

そして、あと新市のまちづくり計画に掲げられているこの冊子の中なのですけれども、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくりというのを掲げておられます。これが方針でございますよね。基本理念であると。そういうことは、人権、教育を受ける権利、教育を受けるための環境、こういうのが整ってはじめて生きる喜びを感じられるのだと思うので、それをどのようにまちづくり計画の中に掲げていながら活用できていないのか聞きたいと思います。

そして、この中には主役は市民であると。市長、助役、そういうものではないと、行政ではないということでございますので、市民であります。すべての人の存在が尊重され、このまちに住んでよかったと実感できるまちづくりをやりたいと新市長は申されておられ

ますね。また、新市のまちづくりを担うのは今の子どもたちです。そして、その子どもたちが幼児期から始まる、そして生涯にわたる豊かな人間性をはぐくむ教育の充実を基本目標とすると書いておられます。この中に掲げている人権の尊重を、一人ひとりにどうとらえて、そして豊かな人間性をどのようにはぐくむ教育につなげるのか。幼児期に大きな影響があると考えますが、教育長、市長にお答えいただきたいと思います。そのためには、一生一度しかない3歳という1年間の成長の内容が、教育の受け方で一人ひとりの人生観が大きく変わるでしょう。はじめに申し上げました三つ子の魂百までは、誰もが認識されておられると思います。成長の過程で3歳が一番大事な年齢とっておられる皆さん、野洲市民として平等の教育が受けられるようにどうですか。5園同時スタートを17年度に向けて取り組まれた過去がありますね。だけれども、同時スタートに向けては環境整備が整わないということで、同時スタートは2園に対して反対されたという事実がございます。難問題はあるとは思いますが、このいろいろな件から考えまして、18年度に5園、3歳児保育同時スタートでという一つの考え方も検討し直していただけないでしょうか。そして、市内に住むすべての子どもが公平に保育や教育が受けられる、ここを強く強調したいと思いますので、ご回答を教育長、そして施政総責任者の市長にもお伺いいたしたいと思います。ご答弁によりまして、私の今後の活動のステップとさせていただきますので、よいご回答をお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） お答えをさせていただきます。熱のこもったご質問でございます。私の方からお答えをいたします。

まず、何で17年度から一斉にできなかったかと、これですね。合併協議になぜ入れなかったか、入らなかったかと、その辺を私がお答えします。教育委員会では18年度からという2園について考え方がございましたが、合併協議の中でそれがもろに出てきたのですね。協議がされなかった。だから、私は中主の田中町長と合併協議ができないものを17年度施行するのはおかしいから、野洲町は16年度予算でやりますと。ここからの始まりなのです。これが8月ごろだった。だから私はそれに必要な財源は、これは計上しますので皆さんにもご理解いただきたいと思うのですが、財件は公共施設等の整備基金が幸いにごございましたので、これを充当しようと。合併特例債を使わないでおこうと。こういうことから16年度中にやってしまいますと。こういうことで、言うならばやぶから棒が出たようなことになったのですが、田中さんももう野洲町の時代にやってしまえと、こ

ういう助言をいただきましたので、私は急遽やろうと、こうなったのです。そして、教育委員会が現場の説明に入っているいろんな意見が出てきた。こういうことで、やむを得ずとめた。こういうことなのですが、そこで祇王の方はそうはご意見がなかったようですので、これも16年度中に建てよう。もっと言うなら、野洲町が持ってきた公共施設等の基金を使って、一般税は使わずに、いずれにしてもこれは一般財源ですけれども、使わずに建てようという意気込みを持っておりますので、あえて今12月の補正を提案したということです。できれば9月の定例会に2園共出したかった。これが私の気持ちなのです。そして17年度に一齐にスタートしたかったと、こういうことなのです。ただ、北野幼稚園には物理的な問題がございまして、既存の園舎にいろいろと問題がありまして、だから今の設計管理も600万ほど上げているのではないですか。機能が果たせないで、廊下を出すとかひさしを出すとやったですね。あれがどうも建築基準法に抵触するようですので、一からの設計をしなければいけないと、こういうようなこともございまして、物理的に無理になったことも事実なのです。だから、この際は祇王だけ提案している。だからこれは合併の協議会に乗らなかった事業なのです。だから今これをやっつけようということで、ご理解をいただいております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 中田議員の再々の厳しいご質問にお答えをいたします。

まず結論を申し上げます。私は中田議員と全く同じ考え方であると思います。17年度5園同時スタートができないか。一時できそうだったのです。それで押してくればよかったのですが、途中でこういうことがあった。小さい子どもを幼稚園に預かって、そして工事を同時進行でやる。子どもの命に関わりませんかと言われたときには、これはちょっとまいったです。すべての人権の中で最も大切なのは人間の命であります。もうこれを言われましたときには引っ込めざるを得なかった。こういうことで大変ご迷惑をかけております。

それからもう一つ、5園そろって18年度にそろえられないかと。申しわけないですが、これはちょっとお話を聞き入れるわけにはいきません。これをやりましたらまたひっくり返ります。そういうことがありますので、どうかご理解のほどをお願いしたい。

もう一つ、中田議員さんにわかっていたいただきたいのは、私が野洲町の教育長にならせていただいたときに、幼稚園の3年保育の話が入ってきました。旧野洲町の課題ですよ。

それで、理由はよくわからないのですが、三上と野洲と篠原、これを17年度にやるんだと。そして、北野と祇王は18年度からスタートするんだと。なかなか最初それを覚えられなかった。ですから私は手帳に書いたのです。17年度からはことこことここというように。私がそれをはじめて知りましたのは、もう既に野洲町の議員さんは皆さんご存知のはずです。だと思えますよ。ですから、それが途中の、なぜ途中から変わってきたかはよく皆さん方、前野洲町の議員さんは皆さんよくご存知のことでございます。そして途中経過、ひっくり返ったのは、私は命の問題を出されたときに、もうこれはしょうがないというふうに、方針を変えたと、こういうことでございます。

どうぞその点、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第7号、第9番 藤下茂昭君。

9番（藤下茂昭君） 議長のお許しを得ましたので、私は乙窪工業団地の企業誘致について質問をいたします。

そもそも、この乙窪工業団地は、旧中主町が行政の責任において、工場を誘致することによって職場を確保し、雇用の拡大を図り、また固定資産税等の地方財源の確保を主な目的として、多くの地権者の協力を得、莫大な公的資金を投入して造成されたものであります。しかしながら、工場用地として売却すべきはずの土地が、行政の不十分な誘致対策と経済の低迷によって、売却することができずに現在に至っているものであります。

この間、行政当局は工場用地としての誘致をあきらめ、昨年11月ごろからイオン株式会社との間で商業施設としての誘致の接触を始め、急遽市町村合併直前の本年9月、旧中主町議会に提案をし、当工業団地に大型小売業者の進出を可能にするために取得目的を変更したものであります。

そこで、第1点目に、この乙窪工業団地への企業誘致に対する基本的なあり方、もしくは基本方針についての見解をお伺いいたします。

次いで、第2点目は、これまで行政が交渉を進めてまいりましたイオン株式会社の出店規模、もしくは申し入れについてであります。次の点について質問をいたします。

まず第1番目は経済条件についてであります。既に皆さんも資料等をご覧になっておりますのでご理解をいただいておりますが、賃料の月額坪単価590円、月額にいたしますと919万4,560円でありまして、年間では約1億1,030万円でありまして。さらに、敷金は賃料の5カ月分とし、その額は年間約4,597万円でありまして。これらの条件はこの団地の近くにありましていわゆる近傍類似の商業地と比較いたしますと、

極めて低額であり、疑問や驚きを禁じ得ないのであります。貴重な公有財産を管理する行政の立場から、これをどのように評価しているのか、まず質問をいたします。

それから第2番目が、今述べました経済条件とは不可分の関係にございます財政問題についてであります。当乙窪工業用地は、平成15年度末約29億4,000万円の借入残高があります。そこで、この土地を20年間の事業用借地としてイオン株式会社と賃貸契約をすることとし、その賃貸料の年間額約1億1,030万円でこの借金を返済しようという計画であります。この返済計画では、借入金利は20年間1%のままで据え置くとして計算をしております。しかも、賃貸期間の終了後、つまり20年後になっても約8億8,000万円の借金が残る計算であります。しかしながら、現在金利はご承知のようにゼロ金利時代と言われるように、極めて低額であります。今後、この金融経済の動向を勘案いたしますと、近い将来必ずや金利が上昇することは容易に推測されます。行政当局の試算する金利1%は甘い試算ではございませんか。金利が上昇した場合のシミュレーションも示していただきたいと思えます。

また、重大な側面として、固定資産税の収納の問題があります。当用地5万1,517平方メートルを、借地としてではなく売却した場合、多額の固定資産税を収納することができます。税源確保の点からも重大な問題と考えますが、この試算はどうなっているのか伺いたいと思えます。

第3番目が地域振興についてであります。仮にイオン株式会社が進出した場合、最も深刻な影響を受けるのが近隣の商店等であります。近隣の商店は旧中主町が施行した市街化区域の商業地に昭和60年以降開業したもので、そのほとんどが中小企業であります。イオンは地元との共存共栄をうたっておりますが、そんなことは絵そらごとであります。小売業の世界はそんな生易しいものではないのであります。

次いで、イオン株式会社が撤退した後の問題であります。先に申しましたように、商店の廃業や移転によって、跡地は荒廃することが考えられます。そうした事態になりますと、最も困るのは近隣の住民、とりわけ老人だとか障害者などのいわゆる弱者であります。このことについて、当局はどのようにお考えになっておられるのか伺いたいと思えます。

第4番目がイオンの営業形態の問題であります。イオンの出店計画では、営業時間は年中無休、24時間営業であります。そこで、こうした年中無休、24時間営業の地域に及ぼす影響、特に交通安全対策、あるいは防犯対策、そして青少年の健全育成について当局の見解を伺います。

さらに、イオンの雇用計画はパートタイマー中心の雇用計画で450名であります。変則勤務、深夜勤務が一層多くなりまして、そこに働く人の健康問題も無視できません。睡眠不足や不規則な生活リズムの乱れがストレスを増大させ、それがもとで病気を起こす引き金となり、住民の健康維持はもちろんのこと、各種の健康保険、ひいては介護保険の運営にも悪影響を及ぼすものと考えられます。このことについても見解を質問いたしたいと思います。

最後に、新市における当乙窪工業団地への企業誘致に対する取り組みについてお伺いをいたします。大店法の出店に関して法的な規制が緩和され、いわゆる大店法にかわり大型店の出店の規則が実質的になくなっておりますことは承知をしております。悪く言えば、現在の当乙窪工業団地はほとんど手放して大型店の出店が可能となります。しかしながら、この土地は民間の所有地でなく市の所有地であります。公共用地なのであります。したがって、新しい市の意思で新しいまちづくりを進めるべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。土地を売ることだけが先決で、何としても大型店を誘致するという発想だけでなく、この土地が副都心として将来を見据えたまちづくりを推進することが重要であると考えています。新市での当団地の企業誘致やまちづくりの考え方、あるいは取り組みについて質問いたしまして、私の一般質問といたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 藤下議員の1点目について私の方からお答え申し上げまして、2点目以降は部長がそれぞれお答えを申し上げます。

基本方針でございますが、当該工業団地は平成9年度から実施されたものでございまして、地域の活性化、雇用の創出、財政力の強化を目的に進められたものでございまして、平成16年9月には多角的視野からの検討ができるよう、旧中主町議会において土地の取得目的を変更する議決がなされております。このことについては、今日の製造業を取り巻く厳しい状況を踏まえまして、合併後の中主地域が新市の副都心として、民間活力を生かして持続的発展をすることも期待された観点から決定されたものと考えております。

これを受けまして、今後におきましては、地域の活性化、雇用創出、財政力強化という目的の実現に向け、さらには合併後の新市のまちづくりという総合的な観点からの検討も加え、進めるべき事項であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目からは部長がお答え申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、藤下議員さんの2点目のご質問から後の質問にお答えさせていただきます。

まず第2点目のイオン株式会社の出店申し入れ内容の諸事項に関する質問でございますが、第1項目の年中無休につきましては、既にご承知のように西友野洲店、守山店や南草津店で24時間営業が行われているところでございます。特段の問題はないものと考えております。また、交通安全、防犯、青少年健全育成につきましては、大規模小売店舗立地法に基づく対応や行政機関や警察等との連携を密にいたしまして対応すべきものと考えております。

第2項目の雇用形態についてでございますけれども、工場やサービス業での3交代勤務や2交代勤務は現在多く行われているところでございます。それが及ぼします影響に関しましては、大きな問題となっていないというふうに存じておるところでございます。

第3項目の経済条件につきましては、既に出店計画概要書をもってご説明をさせていただきましたとおりでございますけれども、賃料につきましては月額坪当たり590円で、年間総額に直しますと約1億1,000万円となります。また、敷金でございますが、5カ月分約4,500万円でございます。さらに近傍類似の件でございますけれども、現時点におきましては調査はさせていただいておりませんので、よろしく願い申し上げます。

第4項目の地域振興に関してでございますけれども、新市のまちづくりという総合的な観点からの検討が重要と考えております。そのためには、多方面からのご意見をお聞きすることが肝要と考えております。

第5項目の財政問題のイとロについてでございますけれども、既に出店計画概要書をお持ちしてご説明をさせていただきましたように、賃貸借期間中の収入総額が約22億円となりまして、未分譲地の分譲益を加えますと、期間満了後には借入金残額が約9億円となる試算でございます。

続きまして、アの売却すると仮定しての固定試算税収入額の試算でございますけれども、こうした大規模小売店舗の場合には、一般的にリースで進出されるケースがほとんどでございますので、売却という仮定は成り立たないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

第3店目の企業誘致の取り組みでございますが、第1点目で述べましたように、新市のまちづくりという総合的な観点からの検討を加えつつ、議員の皆様をはじめ関係各位のご

意見を賜りながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 藤下議員。

9番（藤下茂昭君） 正直なところ、今の回答では当初の概要説明のままでありまして、ちょっと失望いたしました。それで再質問いたします。

はじめに、賃貸料等の経済条件について伺います。私が申し上げたこの近傍類似地の賃貸料でありますけれども、590円ということではありますが、この土地から約200メートルぐらいの商業用地におきましては、大体月坪当たり1,000円から1,500円、敷金は賃貸料の10倍、10カ月以上ということであります。ですから、当局が今まで交渉してまいりました賃料の坪当たり590円、敷金が5カ月分、これは本当に言ったら、経済の常識からいいますと話にならないような額であります。この点についてどうお考えなのか、もう一遍伺いたいと思います。

それから、借入金の問題であります。今1%ですずっと借り入れていくということありますけれども、先ほど私が申し上げましたとおり、金利が上昇することは必至であります。これを仮に1%借入金利が上がったとしますと、いわゆる20年後では約14億円、正確に言いますと13億7,603万3,108円、これだけの借金がまだ残ります。これが3%になりましたら、賃料で借入金の返済がすべて当てにならないような形になってまいります。こうしたこともお考えになっているのか。あわせて、賃料は3年ごとに検討するというふうな話でありますけれども、私の経験なりいろいろ近隣の方々のご意見を伺っておりますと、よほどの急激な変動、いわゆる景気がよくなる限り、賃料の引き上げは行われぬというのがこの業界の常識であります。こういうことを蛇足ながら申し上げますが、このような状況では、本市の今後の財政にも大きな影響を及ぼすことと思っておりますが、その点について、この賃貸料と返済計画、そうしたものについてもうちょっと真剣なご検討をいただいているかどうか、突っ込んだ見解を承りたいと思います。

それから、地域振興についてであります。先にも述べましたように、この工業団地というものは行政の責任において市として工場を誘致するというでスタートしたものであります。それが売れないからといって、今さらこの場所へスーパーセンターと呼ばれる大型店舗が進出いたしますと、競合いたします小さな小売店、これはひとたまりもございません。言うなら行政のしわ寄せをまともに受けるということで、現に地元の業者の方々には行政に対して不満や不信を持っておられて、現に反対表明をしておられるわけでありま

す。これは現実の問題として、現在京都市内においてさえ、大型店のジャスコの進出で撤退を余儀なくされた事例があるということに関係者から聞いております。

そして、それに関連いたしまして、イオンの撤退の問題でありますけれども、業界ではこんな話がございまして、イオン株式会社の創業以来の社訓というのは、大黒柱に車を付けよと、こういうことだそうであります。皆さんご承知の方もあるかと思いますが、オーナーは岡田さんであります、これがお隣の三重県の伊勢に創業された岡田家の家訓でもあるそうであります。一とこととどまらずにいけなかったらすぐ撤退せよと、詰まるところそういうことでもあります。ですから、この企業を別に悪く言う意図はありませんけれども、この敷金がたったの5カ月分、4,600万円ではございませんか。これも先ほど申しましたように、近傍類似の地点に比べまして、極めて低いのであります。うがった言い方をしますと、4,600万円ぐらい損をしたらいつでも撤退してやるぞと、こういうふうな可能性があるのではないかと思います、この辺についての皆さんの感触と申しますか、お考えをお伺いしたいと思います。

それから、もちろん新市のまちづくり構想については、この工業団地を工業ゾーンとして、そして現在の市役所の分庁舎を含む一帯を副都心拠点とすると、こういうようなことを位置付けておられることは皆さんもご承知のとおりであります。もちろん、スーパーマーケットも必要でありましょうが、ただそれだけではなくて、この一帯の活性化のために、文化や健全な娯楽の施設、そうしたものをつくるとか、あるいは市長もおっしゃっていただいた地域の産物の販売と消費の一体化である産直を進めるということなど、産業と自然と文化の調和する複合的なまちづくりをするべきではないかというふうに思います。そうしたことで、あわせて再答弁をお願いしたいと思います。

環境問題については、教育長も含めて、市民健康福祉部長あたりの専門的なご意見もお伺いしたいし、固定資産税の問題につきましては、賃貸借方式だけではなく、仮にこれを今まで旧の野洲町が進めてこられたり、あるいは中主町でも一部進めております売却方針にすれば、多額の固定資産税が入るわけなのですが、その辺の算定についてもございましたらお答えをいただきたい。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 藤下議員の再質問でございますけれども、まず1点目の近傍類似の件、200メートルの近くのところで大体1,000円から1,500円とい

うような賃料の金額ということでございます。この賃料につきましては、現在イオンの方から月額坪当たり590円という金額を示しているわけでございますけれども、これはあくまでもイオンが今まで進出されてきたところでの平均的な賃料の額ということをお聞きしておりますので、妥当な金額かなというふうに考えております。

あと、借入金の金利の状況の件でございますけれども、今のところ市の方で試算しております金利1%というようなことでございますけれども、当然金利が将来上昇するというようなことも想定されるわけでございます。そうしたことから、金利が上昇したらどれぐらいの借入金総額になるとかということについても、こちらの方では一応資料として試算をさせてもらっております。

あとの質問でございますけれども、大規模小売店舗立地法に基づく進出をイオンがしたと仮定いたしましたら、大規模小売店舗立地法に基づきます県知事への届け出といったものが必要になるわけございまして、そうした中で当然環境に関するそうした問題とかにつきましては、県の方で条件として付いてくるわけでございますし、あと交通安全とか防犯の関係、青少年の健全育成の問題等につきましても、それぞれの関係機関と協議をするというようなことにも、そうした中の法律でうたわれておりますので、行政も当然でございますけれども、そうした関係機関等とイオンも含めまして、当然協議をしていかなければならないと考えております。

とりあえず、以上で答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 藤下議員の再質問で、土地が今現在市有地でございますので、これが個人の所有地になれば当然固定資産税が課税されるということで、その額が幾らぐらいになるかというご質問でございますが、あくまで土地を購入されて、そのあと建物とあるわけですが、今イオンの予定地5万1,515平米を非住宅用地と仮定いたしまして、評価額が大体近隣の状況から平米当たり2万1,800円で、調整額がございまして、その0.7掛けが課税標準額になってきます。それに5万1,515平米を掛けまして税率が1.4%で求めますと、約1,100万円でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 藤下議員の再度の質問でございます。

雇用形態、特に深夜勤務という形が健康問題にどういうふうに影響を及ぼすか、またそ

の対応というところでのご質問でございますけれども、市長が申しあげましたように、雇用創出という意味から、地域の方たちが、もし仮に誘致が成立すればたくさん雇用されていくということになってくると思いますけれども、そういう場合、雇用主が従業員の健康管理をするというのが基本ではございますけれども、そういう方たちは地域の中で生活しておりますので、当然私ども、特に企業の職域保険というわけですが、そういう職域と、私たちが担当している地域保険と、こういう問題とも非常に関連がございますので、当然そういうふうなことも含めて地域の健康管理に努めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 藤下議員の青少年に関わる問題ということで、影響はどうなるかということの問いでございますが、24時間影響に伴う地域への影響と青少年健全育成につきましては、現在野洲駅前付近に位置しておりますディスターモール西友店があります。この店につきましても、今年4月下旬から24時間営業を開始いたしました。このようなことから、青少年育成町民会議などの協力を得ながら、補導員さんあるいは教職員、各種団体の代表者、自治会長さんなどによる定例の街頭補導や、あるいは夜間のパトロールなどの活動をしていただいておりますので、こうした取り組みも考えていきたいと思っておりますので、お答えといたします。

よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 藤下議員。

9番（藤下茂昭君） 最後の質問になりますが、今の経済環境部長の答弁ではちょっと納得がいきませんし、皆さんもおやっと思われたというような感じがいたします。何ら進展した、あるいは真剣な姿勢が見られないというふうに私は評価をいたします。端的な表現でありますけれども、不十分な取り組みであれば、あるいはまた自信がなければイオンの進出に対しては交渉を打ち切ると、これぐらいの思いでいてもらいたいというのが私の思いであります。

それから、青少年の育成問題については、先ほど来いろいろ問題が出ておりますが、子育てだとか人間形成ということは、家庭と地域と職場も含めまして、そういうような問題が絡み合っておりまして、単に学校教育だけではありません。そうした環境を整えるということも大きな問題であろうかと思えます。したがって、このような余り好ましくな

いような環境をつくっていくということは、我々大人の側として、責任としていかなものかなというふうな思いをいたしますし、ならばこのような環境は極力避けていくべきではないかなという思いがいたします。このことは回答は結構であります、今後のまちづくりにおいて十分ご検討をいただきたいというふうに思います。現に、滋賀県の警察本部におきましても、防犯だとか青少年の健全育成に対する3大重点地域ですか、これが定められたということ今年夏の新聞報道で見えておりますが、その中で1つが西大津、2つ目が南草津、3つ目が長浜だそうであります。この3つについて共通するところは、深夜と申しますか、24時間営業の店舗が非常に多いというところであり、先ほど回答のありました野洲のディスターモールにつきましても、創業からの期間が比較的短いのでそうした詳しいデータがないかもわかりませんが、いろいろと地域の方に聞いておると、それなりの対策について苦慮されているようでありますし、また現に私どもの中主の青少年、若い者がこの店の中で、あるいは周辺について、とてもじゃないが田舎の者では行けませんなというふうな感想を漏らしております。そうした普通の青少年が寄りがたいような環境というものも現に生まれつつございます。その辺、十分検討なり検証していただいて、この問題についても十分な対策をしていただきたいなというふうに思っております。

もう一つ、最後になりますが、経済活動というものは企業の利益のためだけに行われて、規制や緩和や撤廃が進んで自由競争のみの世界となれば、優勝劣敗ということは明白であります。しかしながら、果たしてそれが人間の幸せにとってよいことでしょうか。また、地域共同体や家庭といった経済の尺度だけでは計れない価値を持つ共同体があって、これを守っていくということは非常に重要だという意見がございます。私も共感をいたします。新しいまちづくりの基本理念は、「豊かな自然と歴史に彩られ、人が奏でるほほえみ・ときめきのまち」でございます。旧野洲町におきましては、今まで工場誘致、あるいは企業誘致等のすばらしい実績を持っておられ、またいろんなノウハウも持っておられると思いますので、必ずやこの新しい新市のまちづくりの基本理念に沿った地域の開発というものを実現していただきたい。そういうこともあわせて要望しながら、私の質問を終わります。

議長（秦 眞治君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお、明 8 日は午前 9 時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会をいたします。

ご苦労さまでございました。（午後 4 時 2 7 分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成16年12月7日

野洲市議会議長            秦     眞 治

署 名 議 員            三 和 郁 子

署 名 議 員            田 中 弘 一